

第五十五回国会 建設委員会 議 録 第二十二号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

伊藤宗一郎君

吉川 久衛君

高橋 英吉君

早稲田柳若高君

工藤 良平君

塚本 三郎君

小川新一郎君

出席國務大臣

建設 大臣 西村 英一君

出席政府委員

近畿圏整備本部 次長 上田 稔君

中部圏開発整備本部 次長 國宗 正義君

建設政務次官 澁谷 直藏君

建設大臣官房長 鶴海良一郎君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 古賀雷四郎君

建設省道路局長 斐輪健二郎君

委員外の出席者

法務省民事局第三課長 住吉 君彦君

林野庁指導部長 手束 燕一君

専門員 熊本 政晴君

七月六日

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として三宅正一君が議長の名で委員に選任された。

第一類第十二号 建設委員会議録第二十二号

同日

委員三宅正一君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員内海清君辞任につき、その補欠として塚本三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員塚本三郎君辞任につき、その補欠として吉田之久君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員吉田之久君及び北側義一君辞任につき、その補欠として内海清君及び正木良明君が議長の名で委員に選任された。

七月六日

戦傷病者に対する公営住宅割当に関する請願(關谷勝利君紹介)(第二七〇五号)は本委員会に付託された。

七月五日

国道久留米別府線を大分久留米線に指定変更等に関する陳情書(大分県知事木下郁外一名)(第二三二一号)

建築行政に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関一の一全国建築審査会協議会長竹腰健造)(第二三二二号)

同和対策における住宅建設推進に関する陳情書(和歌山県議會議長山下柳吉)(第二三三三三号)

名神高速道路高槻インターチェンジ設置に関する陳情書(高槻市紺屋町三高槻市役所助役神田賢外二名)(第二三四四号)

記者会館建設工事の工法改良等に関する陳情書(東京都千代田区永田町一町会長樋口秀康)(第二三五五号)

日光東照宮境内地の景観保護に関する陳情書外

同日

二件(佐賀市松原町一四八佐賀県護国神社宮司村田研二外二名)(第二五五五号)

同日

陳情書(福岡市天神の一の九州地区道路利用者会議会長米田正文)(第二八五五号)

同日

日光東照宮境内地の切取り及び老杉群伐採中止に関する陳情書外二件(東京都渋谷区東四の一の二六神社本庁事務総長林栄治外三十二名)(第二八六六号)

同日

本日の会議に付した案件 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出第一一六号)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

○森下委員長 これより会議を開きます。去る七月七日和知ダム水門決壊事故に関する実情調査のため、本委員会より委員を派遣いたしました。

派遣委員は、砂原格君、池田清志君、福岡義登君、稻富稔人君、北側義一君を派遣し、その代表として砂原格君より報告書が提出されております。

この際、派遣委員の報告を省略し、その報告書を会議に参照掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

同日

○森下委員長 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

同日

北側義一君 質疑の通告がありますので、これを許します。

同日

○北側委員 ただいま上程されております近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思います。

私は、このたび上程されております保全区域の整備、これに関する問題につきまして、このたびの七月八日、九日に降りましたところの四十二年七月豪雨、これにこの法案が非常に大事な法案であるということをおためて認識した次第です。

と申しますのは、ちょうど私も非常に被害を受けました近辺に住んでおりますので、さっそく八日の晩から九日にかけて神戸市方面を訪れたわけです。状況を見ますと、これは神戸と六甲山及び神戸市街、海岸、非常に急傾斜な町が神戸市の実態なのであります。そこで見ますと、あの被害の最大の原因というのはやはり緑の木が少なかった。

特に二十一名死にました市ヶ原、あそこにも参りましたが、あれなどは全く上につくられましたゴルフ場、またそのほかもう一カ所で六名生き埋めになっておりましたが、それを見てもその生き埋めになった場所の真上には宅地造成がなされて、

そうしてそこに山くずれがあるのは当然であるような状態になっております。これは起こるべくして起こった、そのような災害である、私はこのように現場を見て感じたわけです。またそのほか中小河川のはんらん、このような問題があのよう大きな被害を神戸市において起こした、このように私は思うわけです。

これについては建設省のほうも対策を練っておられ、また対策の手を打っていかれると思いますが、その点についてまず初め

第一類第十二号 建設委員会議録第二十二号

人災であるというようないろいろ新聞にも書かれております。私も、見た目で、そのように感じるわけなんです。と申しますのは、もう一度あれと同じような雨が降れば、今度は被害はもっと大きくなると思っております。そのような個所が、私の目で見ただけでも、すでに何十カ所とあったわけですが、二日間回ってみます。これに対しては何年計画、そのようなことになりまして、結論としては災害のあったあとに計画ができて、そうして補っていく。まるで災害のあとから計画がそれを追っていくような形に現在までの姿ではなっております。このようなことでありますので、どうかこの問題につきましましては政務次官もこの会合にはひとつ強く発言をしていただいて、何といってもどうとい人命が神戸だけでも百名近い人がなくなっておられるわけですから、これを機会にがっちりとした災害対策を練っていただきたい、このようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

あわせて、この前に私、P.Lの固有地問題で質問したわけですが、このあれが中途はんばいになっておりますので、この際機会もありませんので明らかにおきまして、このように思いますので、ひとつよろしく願います。

と申しますのは、この前私の質問いたしましたことにつきまして、鶴海官房長は、大阪府の富田林新堂におけるP.L教団の里道、水路一万五千平米、約四千坪の不法占拠については六月二十四日に行政府産としての用途廃止手続を行なった、このようにお答えになられたわけですが、固有地の管理のずさんなことは前から非常にやかましくいわれておられるわけですが、第二点として私が質問いたしました法務省の富田林出張所、ここに登記されているところの固有地、この問題につきましましては官房長は三十六年にP.Lと固有地を交換した、このようにお答えになられたわけでありました。交換されたものならば、どのような交換をされたのかというところについてお聞きしたいと思っております。私ここに登記簿本、土地簿本を

とってきたわけですが、これは全部固有地になっております。見ていただいたらわかります。全部固有地そのまま登記になっております。決してP.L教団の土地とはなっておりません。ところが、P.L教団はすでに三十四年ごろから使っておりまして、このことについてひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○鶴海政府委員 前回の御質問につきまして答弁申し上げたわけでございます。当時の状況は、その前日にお話ございましたので、電話で大阪府に照会いたしましたので、その電話の回答に従って答弁申し上げたわけでございますが、当委員会の御質問で問題を指摘されました、私自身に落ちない点がございましたので、さっそく係官を大阪に派遣して、現地調査をしたわけでございます。その結果、この前の答弁が不正確であったという事実がわかりましたので、あらためて経緯を申し上げます。

この大阪府道の堺―富田林線のつけかえの問題でございますが、昭和三十四年十一月九日と三十五年三月二十八日の二回にわたりました、P.L教団から大阪府知事に対して、当該府道のつけかえにかかります道路法二十四条の請願工事の申請があったわけでございます。この申請書におきましては、新しい道路敷地は無償で道路管理者に提供すると、それから旧道路敷地は無償で払い下げてもらいたいということが書かれてあったわけでございます。この請願工事に対して、大阪府は昭和三十五年一月五日付及び同年七月二十九日付で請願工事の承認をいたしております。その後工事にかけまして、昭和三十七年の七月十四日に完成したという届け出がございまして、大阪府はほうで検査をいたしました。引き継いでおりまして、府のほうでは無償で取りかえるという申し入れに對しまして、これを認めたわけでございますけれども、その際交換につきましまして合意が一応成立しておるといふふうに考えて、三十七年の七月十四日の完成を引き継いだことによりて事実上交換が終わったといふふうに考えて、日付につきま

しては不的確でございますが、前回答弁申し上げましたような内容の報告があったわけでございます。しかしながら今回、実地について調査いたしました結果、交換につきましましての合意は請願工事の承認におきまして一応成り立っておりますわけでありましても、この請願工事の承認書に条件がついておりました、道路敷地の交換につきましましては工事完成後別途申請することという文言が入っておりますということがわかりました。調べました結果、その別途申請ということがなされておられないという事実がございましたので、したがって交換についてはまだ交換の事実が完了しておられないということが明らかになりました。この際、前回の御答弁につきましまして訂正いたします。

○北側委員 交換の手続が完了されていない原因というのはどこにあるのですか。

○鶴海政府委員 これにつきましても現地につきましまして調査いたしました。交換すべき土地でございますけれども、P.L教団が新しくつくりました土地と申しますか新堂の敷地が十九筆ございまして面積にいたしまして九千七百四十六平米でございます。面積にいたしまして十九筆のうち十八筆につきましまして抵当権が設定されておる。そういう関係で手続がおくれたわけでありましても、この抵当権の消滅につきましましては府のほうからP.L教団にも話しまして、逐次消滅さしていただいております。この前の段階では、十八筆のうち十一筆はすでに登記が抹消されておりました。なお七筆残っておりますという状況でございます。そういう関係でおくれたいわけでありましても、これにつきましましては至急に抹消登記をするように話が進んでおります。抹消につきましましては同意をいたしております。したがって近々登記が抹消できるものと考えております。この手続が済み次第、交換の契約をいたしまして交換をさすことにならしたいと思っております。

○北側委員 少しこれも私はおかしいと思っております。と申しますのは、財政法の第九條には「一の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と、このように、国の財産の処分及び管理についてはなされる。ましてや、相手の交換物件が銀行の担保に入っているものを事実上交換してやるというの、これは私は固有財産法違反だと思っております。その点どうでしょうか。

○鶴海政府委員 府道敷の交換につきましましては道路法の規定によってやるわけでありまして、道路法の規定が固有財産法の特例になっておるといふように解しております。

なお、抵当権の問題でございますけれども、交換に際してはP.L教団側は当然抵当権を抹消する義務があると思っております。抵当権のない土地で交換をする義務があるわけでございますから、その手続を進めさしていただくわけでございます。

○北側委員 たとえば自分の財産にしましても、相手のものが担保物件に入っているものをこちらと交換して先に工事やらすばかはないと思っております。担保物件を抜いてからやるというなら話はわかりましても、またこのいわゆる固有地は、私の調べたところでは非常に分布が広がっております。あの府道の付近だけ固有地じゃないのです。このようになっております。これは私、法務局に行つて、向こうの地図は明治時代にできた地図ですから、これは固有地を買収される前からのいわゆる土地であります。その地図で明らかにこのようになっております。そのようにものを、担保物件があつてしかもそのように交換する、これはまことにけしからぬと思っております。事実はそのようになつておつても手続はいまだできておらない。これは民法においても同じようなことがいわれております。役所というものは、判こ一つ足らなくても、これは判こがないじゃないかといつて何べんも行かなければいけないところでしょう。そのような重要な手続を行なわずしてそれをやる

というのにもう黙認の形でやった、このようにしか私は思われない。建設省は一体その事実をつかんだのは最近つかんだのですか、どうでしょうか。

○鶴海政府委員 建設省がその話を承知いたしましたのは先生のこの前御質問があった前の日でございます。

先ほどの担保権の問題でございますけれども、交換する以上は担保権を消滅した上で交換するということは当然のことだろうと思えます。現に担保に入っておりますも交換の段階におきましては担保権を消滅させ義務がPL教団側にあるわけでございますから、その点は現在の時点といえますか、この請願工事を承認した段階において判断すべきでなくて、現実に交換の手続を要する段階において担保権を消滅させよう必要があるかと思えます。現在鋭意その方法を進めておるわけでございます。

○北側委員 そうしますと、建設省のほうはこのたびの事件につきまして私のほうから質問があつて初めてわかつたということですね。そうしますと、この問題につきましては、管理しております大阪府、これに全責任がある、そのように言われるわけですか。

○鶴海政府委員 この府道の管理の問題でございますから、第一次的には大阪府に責任があるかと思えます。

○北側委員 府道だけじゃないのですよ。府道にかかつておるといふのは国有地の半分以上ですよ。府道にかかつた何番地と番地で一べん法務局に行つて全部照らしました。

○鶴海政府委員 建設省が調べましたところによりますと、当該土地に二十八筆の内務省用地がございます。これはいづれも道路の改築の際に買収したものでございまして、すべてが道路敷でございます。私のほうも持っておりますけれども、お手元の公図につきましてはこれは実測によらずにつくられたものでございまして、位置、形状等につきましては正確を欠く面があるかと思ひま

す。現地について当たりました結果はいずれも道路敷でございます。二十八筆全部が交換の対象になるのじゃなくて、そのうちの二十筆は依然として府道敷で残るわけでございます。そのうち八筆が交換の対象になるということでございます。

○北側委員 その残る部分は現在どうなつております。

○鶴海政府委員 残る部分は現在府道として使われておるわけでございます。

○北側委員 そうすると、いわゆる交換された場所です、これは全部現在府道で残つておるか、またPL教団が府道にしたかどうかですか。それ以外に残つておるませんか。

○鶴海政府委員 内務省用地で二十八筆あります。そのうち二十筆は引き続き府道として使う土地でございます。八筆が旧道として廢道になる性質のものでございます。それからPL教団が十九筆道路敷として持つておりますが、この十九筆と内務省用地のうち八筆が交換になるということになります。

○北側委員 先ほど官房長の答弁によりまして、法務省の富田出張所にあるところの地番と地籍、これは間違ひである、このようになるわけですか。私は向こうの地図をそのまま写してきた。それは向こうの地図をそのまま写してきた。そうすると、この新堂、新家、その横にもこうやうすると、この新堂、新家、その横にもこうやう

あるわけですか。これは現在府道です。この前交換した府道はこうついでおるわけですか。奥のほうにもこういふあれがあるわけですか。おそれなくここらには国道になつておるでしょう。これなどは池の横など国道が走る道理はない。そのようないわゆる

法務省のあれは間違ひだとなつと、法務省にも問題があると思ひます。あなたの答弁によるとみんなそのようになつておる。こういう答弁には受け取れません。そうするとこれはでたらめかということですか。

○鶴海政府委員 私が申し上げましたのは、地番の数字が間違つておるといふことではなくて、その地番の土地の表示につきまして位置、形状等につきまして実測によらないものでありますから正

確ではないということをおし上げておるわけでありませぬ。

○北側委員 この前私が質問したときに、あの敷地の中の里道、水路はつぶされて、そして手続がまだ行なわれず、ゴルフ場として営業を開始しておる、また建物が建つておると思ひます、今回もまた同じです。今回もやはり、交換したといふながら道路の整備をするにつけてPLが大阪府知事に対して道路の工事の申請を出した。それがその申請許可がきたという事は、私も調べた結果聞いております。そうして申請が三十四年十一月十二日にされて、三十五年五月五日に申請の許可がおりた、これはわかつております。これは建設省の行政財産になっております。三十六年にすてにあそこらは工事しております。行つて話を聞くと、交換したといわれるわけですが、謄本を見ますと、その謄本には国有地が残つておる。なぜ残つておるかという、事實は交換されておるが、いわゆる銀行の担保に入つておる、だからその手続がおくられておる。こんなばかかことというのはどこに行つてもございませぬ。国有地というのは国民の財産ですよ。道路だけじゃないのです、これはあまりにもひど過ぎると思ひます。昭和三十六年に交換したときに、大阪府は建設省に對して何ら話はなかつたのでしょうか。

○鶴海政府委員 これは建設省所管の普通財産であります。大阪府に無償で貸し付けておるわけでありまして、この土地の管理につきましては府知事に委任しております。府知事において処置するわけでございますが、先ほど申し上げましたように事實上交換のようなことになつておりますが、別途申請するといふ申請がまだ出ておらぬわけでありまして、この申請を受けまして交換の合議ができた段階で交換になるわけでありませぬ。したがひまして目下その手続を進めておるわけでありませぬ。お尋ねの土地が府道敷以外にあるようにおっしゃつておられますけれども、私のほうの現地の調査の結果によりますと、いずれも府道敷でございます。

○北側委員 ではもう一べん調査して、もしこれが府道敷になつてない、全部土地謄本をとつたのだから現に国有地があつたらどうします。あなたに責任をとりますか。

○鶴海政府委員 調査してみなければわからぬ話でございます。道路敷として買収した土地でありません。現在道路になつております。現地の丈量も持つてまいつておりますけれども、いづれも道路……(北側委員「大阪府の分でしよう」と呼ぶ) 府で現地で丈量した分でありませぬ。道路敷になつております。

○北側委員 この問題はこうなつております。富田出張所における地番、これによりましてどうなつておるかという、二千十四番の三、この辺は車庫と警備室が建つておる。府の土地台帳によりまして、二千六十一の一、二千六十一の二、これはPLの敷地になつておるが、こつちは敷地外になつておる。同じ場所でありながら、府と法務局と——あなたは府のほうで答弁してありますが、私は法務局の出張所のほうでやつておるわけです。だからこういう食い違ひが出てくるわけです。同じ場所でありながら、番地が違ふ。もういふんなるわけですが、調べてこられたのは、府のほうで調べておられる。私はあくまでも法務局の地籍台帳で調べておるわけですか。そうするとこのような地図になつておるわけですか。私はこれが正しいとか、あなたがそれが正しいとは言ひ切れませぬよ。それだったら、もう一度調べなければ

ね。いいですか。

○鶴海政府委員 お手元にお持ちの公図といわれたいは、建設省としては責任を持つておるわけではございませぬ。この正確さあるいはどの程度信頼できるものかということにつきましては、法務省からお見えになつておりますし、そのほうからお答えいただくのがいいかと思ひます。

○北側委員 この法務省の富田出張所の地図

は、明治時代にできた地図です。大阪府が土地を
買う前にできた地図ですよ。この問題について、
法務省の人はどういう見解でございませうか。

○住吉説明員 お答えいたします。

いま先生御指摘の公図でございしますが、これは
従前税務署が地租、家屋税を徴収しております際
に、地租で申し上げますと、土地台帳の付属地図
というところになっております。これは税務署によ
りまして必ずしもその制度は統一がとれておりま
せんけれども、地租の対象としてあまり価値のな
い土地といえは講弊がございしますが、たとえば山
林とか荒蕪地、原野、こういうところは当時の図
面では必ずしも正確には出ておりません。極端な
事例でございしますが、たとえば中国地方の山間部
の公図、これはだんご図とかあるいは談合図とか
申しまして、フリーハンドでかかれた図面という
ような形で残っている事例もございします。いま御
指摘の富田林の登記所の公図の精度がどうである
かということについて、私どもは確信は持てませ
んが、おそらく客観的な事実とそごする図面もあ
り得るのではないかと申しております。

○北側委員 いずれにいたしまして、この前の
分につきましては、これは手続が逆になってお
る、このようにはあなたも答弁されたわけですが、今
度の分も、手続がおくれておるといって、今
これは六年間、しかも担保に入っているものを事
実上交換されておった。しかも六年間、いまだに
国有地としてそのまま台帳に残っている。このよ
うなことは正しいのですか、悪いのですか。ど
ちですか。

○鶴海政府委員 六年間も手続が遅延するとい
うことは、明らかに怠慢でありまして、府のほうの
怠慢であると思っておりますが、これにつきまして、
現段階では一刻も早く手続を完了するように進め
させておきます。近く抵当権の抹消の同意も得ら
れる見込みになっております。交換の手続もでき
る見込みになっておりますし、登記のほうも、現
地自体の手続もありますので、若干手間がかかる
と思っておりますけれども、八月には登記も完了でき

見込みというような報告を得るような次第で
ございませう。できるだけ促進をはかりたいと思
っております。

○北側委員 この問題につきましては、時間の関
係もありますので、これでやめますが、やはりこ
ういう国有地はこういう問題がございませうと、どうし
ても国民の目はそれに移っていくわけですよ。これ
からこのようなものにつきましても、もつとがれ
ちりやってももらいたいですね。これはもちろん大
阪府の責任かも知れぬ。それにしても、やはり
それだけの手は年間に打てるはずですよ。会計検査
院でも、聞くところによりますと、会計検査院が
行った、建設省はこの問題ではできるだけ内々に済
ましてもらいたい、このように言ったとか
いう話を私は聞いております。これは人のうわさ
ですから、私はそんなことをここで取り上げませ
ん。しかし、事実このようない問題が明らかにな
る。このたびは四千坪、一万五千坪、これは大
きなばく大な土地です。しかも両方手続がおく
れていない。役所の仕事としてはこんな怠慢な仕事
はありませぬ。判こ一つなくともあるさく言っ
て、判こをとり帰らす、このような役所にこの
ような大きな問題、このようなミスがあるとい
うことは私は信じられない。何かそこに裏があるの
ではないかと疑いたくなる。あなたは笑っておら
れるが、こちらは真剣なんです。笑うべき問題
と違うじゃないですか。(発言する者あり)にやに
やする問題と違いますよ。これは何千坪という土
地が不法占拠されて、手続があつたにやにや、そ
んなばく大な答弁がございませうか。(発言する者あり)
これは建設省の財産ですよ。何が一体悪いのです
か。

○森下委員長 北側君に御注意申し上げます。
ちやうど官房長はただいま大蔵委員会に出席す
る時間がございませうので、御注意申し上げます。
○北側委員 わかりました。
私は真剣なんです。ですから、このことをお願
いしておきます。

○鶴海政府委員 御趣旨を体しまして、道路法の
管理につきましては万全を期したいと思います。
○森下委員長 官房長は大蔵委員会に出席するた
め御退席願います。

質疑を継続していただきます。

○北側委員 では次に、時間もありませんので、
簡単であります。保全区域の整備、このことに
ついて質問申し上げます。

この問題につきましては先ほど最初に申し上げ
ましたとおり、この保全区域の整備は非常に早急
を要すると思っております。ところが予算額を見ます
と非常に少ない。このように金額で一体何をする
のかというように私には受けるわけですよ。大体
このたびの保全を目的とするところの区域及びど
のような事業をなすのかということについて少し
お尋ねしたいものです。

○上田政府委員 お答え申し上げます。

この保全区域でございしますが、近畿圏におきま
しては、全体の区域の大体一三〇％ばかりのものが
保全区域になっておるわけでございます。このう
ちで、いま先生が御指摘になりました近郊の緑地
の部分でございしますが、この部分がまたその七
分の一程度のものでございします。そのようなもの
を大体考えているわけでございます。そのようなもの
予算が非常に少ないではないかと申すことござ
いしますが、これは、この法律を通したいただき
まして、それから、保全区域というものはきま
っておりますが、その中で近郊緑地あるいは特別区
域、こういうものをきままして、そうしてその特
別区域に對しましていろいろの制約がかかってい
くわけでございます。したがって、その特別
区域は、特に都市計画の施設としてきめていただ
くことにならざるので、都市計画の委員会にかけ
なくちゃいけない、そういうような手続がござい
ますので、十二月ごろになるのではなからうか、
そういうことでございします。今年度は当初で
ございしますのでさしたって二億、事業費にいた
しまして三億ということをお考えなわけございま
す。

○北側委員 近畿圏整備本部の業務について、最
終目標年月日はきまっております。これに向
かってこれからはますますこの事業は複雑化されて
いくのではないかと。そういう点から考えまして、
現在の人員ではたしてやっているとどうか。
このように危険性を私は感じるわけなんです。非
常に大きな膨大な計画であります。それに向
かって業務をなされる方は少ないように思
うのです。このままではきまっておりますから、
準備は目標の年月日がきまっておりますから、
それに対してできるかどうかという危険、また予
算の配分、そのようなものもいまお聞きしまし
たとおり、事業費がわずか三億、これではたして
るきのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○上田政府委員 まず最初に、この予算の面
でございしますが、この三億といふものは、建設省
のほうにつけて、建設省のほうでございした
く、こういうことなるわけでございます。した
が、いま申し上げた、その消化は建設省のほうでや
るべき、私どものほうはそれを報告を受けて、あ
るいはまた実際の状態をときどき監査いたしまし
て、見せてもらって、それによって報告をいたし
たり指導したりする。指導といふことは、連
絡をいたして直してもらいたいというようにこと
を申し出る、こういうことなるわけございま
す。

それから、全体の計画につきまして、四十二名
でやっておりますわけでございます。この人員が非常
に少ないのではないかと申すことございします。
いろいろこれから法律を出しまして、いろいろ
やはり整備をすることは、制限といふことがか
かってまいりますので、いろいろな点で人員を要
するといふことが起こると考えております。
したがって、そういうときには人員をふ
やしていただくようにいたしたい。現在の四十二
名というものは、何といふんですか、非常に頭でっ
ちな役所でございます。したがって、いろいろ
判断をするという面を重点にいたしまして、計画
をいたしておるわけでございます。

○北側委員 この問題につきまして関係外なかわかりませんが、近畿地方行政連絡会議、この各地方都市が行政連絡会議を行なっておる、このように私は思ふわけなんです。聞くところによると、連絡会議のほうは、法が実施されてからまだ一べんも自治省からの通達がなくて、そういう話し合いがなされていないというのを聞いたのですが、その点どうなんでしょうか。関係外ですからわからないかもしれませんが、かように聞いておるのです。いわゆる、各都市の横の連絡ですね。

○上田政府委員 横の連絡につきましては、私どものほうは近畿圏の協議会というものをつくっております。それによってやっておるわけでございまして、それから、ときどきその必要のあるときには、私どものほうは企画部長会議、あるいは課長会議、あるいは担当者会議、そういうものを開きまして、横の連絡を保っておるわけでございまして、それから審議会には、知事さん、議長さんが全員お入りになっておられます。

○北側委員 わかりました。この問題につきまして、広域都市圏ですね。その開発方向、これは既成市街地を中心とした核を取り巻くところの二重、三重の環状道路というのですか、そのような整備もこれは行なわれなければならないものと思ふのです。そういう問題の両方からの開発方式、この点はどうなるのでしょうか。

○上田政府委員 私どものほうは、基本整備計画というものをきめておりまして、その基本整備計画の中に、そういう環状線というような根幹となるべき事業については規定をいたしております。

○北側委員 現在の法の適用、これを見ますと、たとえば保全の目的となるものは文化財、緑地、観光資源、このようにされておるわけですね。これは古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、これとの関連はどうですかね。

○上田政府委員 私どものほうの保全区域の中には、古都の歴史的風土の關係の部分も入っておりますが、全体を通じまして、そういう歴史的風土、結局観光の一部に当たるわけでございまして、そういうふうなもの、あるいは近郊緑地、あるいはほんとうの観光だけのもの、そういうものを込めまして、全体の計画を立てようということが、この法律の一つの目的でございまして。

○北側委員 そうしますと、古都保存法に適用されていないところの大阪市の難波宮のあと、その他都市開発区域におけるところの地方の歴史的な景観の保存、こういうものはどうなんでしょうか、たとえば姫路城、大阪城、この場合はどうなるのでしょうか。

○上田政府委員 姫路城、大阪城、これはたしか史跡になっておりましたかと思ひますが、とにかく文化財になっております。文化財保護法でそのものずばりは保護されるわけでございまして。そして大阪城の周辺というものは都市公園といひまして、都市計画における公園としてそれを整備する、こういうふうにお考えしております。難波宮跡につきましては、いま大阪府と大阪府とがいろいろ相談をいたしておりますが、これをどういうふうなことで残すか、文部省のほうに現在話中であるというふう聞いております。

○北側委員 近郊緑地保全区域及び特別保存区域の指定について、その内部の行為制限があるわけですね。その指定にあたって、これはもうよほど検討しなければならぬ、そういう地域も出てくるのではないかと、このように思ふわけなんです。大体現在想定されるような保全区域の中にどういう問題が――この緑地保全区域、特別保全区域の指定になつた場合に困ると、いうような区域、業種、そういうものがあつたら、どのようなものが考えられるのですか。これは事実上の問題として、この法律が通過すると困るといふものが出てくるのではないかと、このように思ふわけなんです。

○上田政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、たとえ六甲山に例をとりますと、その六甲山に土地を持つておる人がどういうふうになるかという御質問かと思ひます。

それにつきましては、実は私どもが定めております保全区域というものは、六甲山の急斜面に現在あります樹林地というものを考へておるわけでございまして。その樹林地につきまして、ふもとのほうからだんだんと荒らされてくるということになりますので、その樹林地の一番下側のところにおいて住宅地の進出を防いでいくという考え方で、特別区域というものをきめていきたい、あるいはきめてもらいたい。それから近郊緑地の保全区域はそういう点できめていって、そういう特別な趣旨で定めてもらいたい、こういうふうにお考えしております。

○北側委員 保全区域、ここには観光道路の整備というふうなものが古都保存法、これに関連して非常に必要だと思ふのです。この場合広域行政によつたところの府県の区分、このようなものが道路開発について、府県がやはり同じような広域行政の立場からやつていかなければ一貫したものが将来できてこない。このように思ふのですが、その点どのように考へておられるのですか。

○上田政府委員 このたまたまの観光道路のようなものでございまして、こういうものはやはり広域的に考へていかなければいけないというものでございまして。この法律におきましては府県知事が計画を立てて、そして内閣総理大臣の承認を受けるという形になつておられます。これは近郊整備区域並びに都市開発区域の建設計画と同じスタイルをとつておられます。したがって、この知事さんのお出しなつたものを、私どものほうでチェックをいたしまして、広域的の観点から見て、ある程度直していただいで、そしてその部分を通じて内閣総理大臣の承認を受けるという形をとつていくというふうにお考えしております。

○北側委員 これは聞いた話なんです、近畿圏の水需要の最も多い中央部、この辺は年間を通じて非常に降雨量が少ない。河川を見ましても、将来の利用水量が現在のままでは足りない。これはどうしても琵琶湖の総合開発計画の問題がからんでくるのじゃないか、このようなことを聞いておるのですが、その点はどうでしょうか。

○上田政府委員 琵琶湖の総合開発は必要であるというふうにお考えしております。これにつきまして建設省が中心になりましていろいろな調査をいたしておりますが、滋賀県全体あるいはそれに関連して総合的な計画を立てて開発をしていかなければいけないのじゃないか、こういうふうにお考えしております。

○北側委員 時間もまいりましたので私の質問はこれで終わらさせていただきますが、ひとつこの問題につきまして近畿圏の発展のためにしっかりとした施政を行なつていただきたい、このように思ひます。

それではこれで終わらさせていただきます。

○森下委員長 勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に御意見をいたしまして御質問いたしたいと存じます。

最初に、中部圏の開発整備に関する基本的な構想についてどういうふうにお考えになつておられるかという点をお尋ねいたします。

○国宗政府委員 中部圏の開発整備に關する基本的な構想につきましては、今後関係県、地方協議会、審議会等、関係各省庁の意見をも徴して基本計画として作成することに相なるわけでございまして、立法の趣旨からいまして、さらにこの中部圏の地域の実態から見まして、その基本的な考え方を申し上げます。現在次のようなものとお考えます。

すなわち、中部圏は首都圏と近畿圏の中間に位置いたしました太平洋と日本海に面し、将来わが国全体の発展に重要な役割りを果たすべき大きな国家的使命を有する地域といふべきでございます。この地域の開発整備は、単に中部圏の繁栄と

福祉をもたらすにとどまらず、わが国経済の発展、国民の福祉の向上に大きな寄与をするものと考えております。したがって中部圏開発整備の眼目は、太平洋沿岸地帯、中部内陸地帯及び日本海沿岸地帯のように、それぞれ発展の歴史、風土、経済、文化などを異にいたしておりますところを、打って一丸といたしまして、経済発展の盛んな太平洋岸、比較的開発のおくれであります内陸及び北陸を結びつけまして、中部九県の均衡ある発展をはかるとともに、経済開発、社会開発の調和をはかりまして、豊かで住みよい中部圏づくりということが基本的構想であろうかと考えております。

○勝澤委員 私、この中部圏の開発整備というのは、首都圏、近畿圏の場合と異なつた開発構想というのがあるのではないだろうかと思つておられるので、さきにお尋ねいたします。

○国宗政府委員 基本的な開発整備計画の内容と性格につきましては、さきに申し上げましたとおり、基本計画でもってその方向は決定をされるわけでございますが、その内容は、開発整備に関する基本的な構想が一つでございます。第二番目といたしまして、区域の指定に関する方針がござります。第三番目といたしまして、中部圏の開発整備に必要な、根幹となるべき道路、河川、鉄道等の計画を内容としておるわけでございます。

○勝澤委員 次に、都市整備区域と都市開発区域の指定の方法、それから開発整備のやり方、こういう点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○国宗政府委員 さきにもお話ございましたように、首都圏と、近畿圏と、中部圏は、大きい方針においてはおおむね一致いたしておりますが、その詳細にわたりますれば若干の相違と特色を持つておるわけでございます。したがって、中部圏におきましては、中部圏の特質に従つたところの開発整備区域、開発区域及び保全区域、それらの建設整備等を基本的な方針に採用いたさなければならぬものでございます。

そのうち、都市整備区域につきましては、法律の十三条においても明示いたしておりますように、すでに産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じまして都市機能が十分に発揮されるよう計画的に整備整備を行なう必要がある区域を指定するわけでございます。

開発区域につきましては、中部圏の均衡ある発展をはかるとともに、工業等の産業都市その他地方の中核都市といたしまして開発整備することとを必要とする区域を指定するわけでございます。

保全区域につきましては、観光資源を保全し、もしくは開発いたしまして、文化財を保存する必要がある区域を指定することといたしております。

○勝澤委員 都市整備区域なりあるいは都市開発区域、こういうようなものを指定の場合、工業立地の問題あるいは公害対策の問題、あるいは流通団地、こういうものとの調整はどういふふうにお考えになつておりますか。

○国宗政府委員 都市整備区域、開発区域、両区域の指定にあたりまして、工業の立地及び工業団地の造成、公害対策あるいは流通業務施設の設置等は、それぞれの区域におきまして重要な課題の一つでございます。

工業につきましては、中部圏の法律につきましては近畿圏、首都圏と若干趣を異にいたしまして、公害の対策に関する基本的な事項を基本計画に明示することを要求いたしております関係上、さら

に社会開発と経済開発の調和を要求されております以上、非常に大事な重点の一つでございます。流通団地につきましてはいま御審議願っております開発、整備に関する法律が成立いたしますれば、それらの法律に基づきまして計画を作成することになつております。

工業団地につきましては将来新たな立法を必要とするわけですが、近畿圏、首都圏における事情と若干異にした趣旨をもちまして、工業のみならず住宅その他の公共施設との調和をはかつた立法を次の通常国会にお願いしたいと考えておる次第でございます。

○勝澤委員 次に、保全区域の指定の更新と保全整備のやり方、これはどういふふうにおやりになるのですか。

○国宗政府委員 保全区域につきましては、首都圏、近畿圏の基本的な方針とおおむね一致いたしておりますわけでございますが、首都圏におきましては無秩序な市街化の防止をはかり、あるいは無秩序な拡大、過密の防止等に重点がござりますが、中部につきましてはレクリエーションというものを含めまして、都市の無計画な膨張の防止のみならずレクリエーションその他緑を保存するのに適当な事業等をおかね合いに考えました上で、総合的な保全区域指定並びに保全に関する具体的な規制、助成等を将来の問題として考えていきたいと思つております。

○勝澤委員 保全区域の指定をされた場合の特定行為の規制だとかあるいは土地の買入れ、こういう問題についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○国宗政府委員 それは将来新たな立法をもちまして解決したいと考えておるわけでございます。すなわち、いま御審議願つております法律は、基本法に基づきまして都市整備区域、開発区域及び保全区域の整備の基本的な考え方なり手続を要求するものでございまして、これをまず成立させていただきますと、地方の審議を経た基本計画をもつて具体的な区域が指定されるわけでござい

ます。具体的区域が指定されますときに、保全区域につきましては近畿圏とおおむね同趣旨の規制の立法を次の通常国会以後にお願いしなければならぬものと思つております。

○勝澤委員 それで、この基本開発の整備計画の計画期間というのほどの程度お考えになつておりますか。

○国宗政府委員 基本計画につきましては、地域開発の重要性にかんがみましてできるだけ早いことを期待いたしております。しかし、現に進行中でございますので、地方協議会の原案を九県の知事が相談をいたしまして、地方協議会の審議を経て内閣に提出することに相なつております関係上、その第三回目の協議会が来たる十七日に予定されております。そういたしましたので、この十一月を目標にいたしまして地方から原案が提出されることを私も期待いたしております。それを受けて、政府関係部内の調整、中央における審議会の意見等を徴しましてできるだけ早く、明年の六月を目途に基本計画を作成準備中でございます。

○勝澤委員 この中部圏開発整備法自体が議員立法でできたわけでありまして、これは今日の時代の要請に沿つたものであると思つて、とかく議員立法といふと、その取り扱いというものは遅延しがちでございます。しかしこの国会にこのよ

うな第二の法律を出してきつたというの、熱意がうかがわれると思つておるわけであります。それでいま言いました基本計画を早急に立てて、それに基づいて実施というものをやっていたらいい。そうしないといふと手直しするといふ面がたくさん出てくるわけであります。最近では都市再開発法にいたしまして、都市計画法にいたしまして、あるいは保全の問題につきましても、もろもろ出ておるわけでありますから、特に作業を進められて、実際に中部圏開発、整備という効果があらわれるように要望いたしたいと存じます。

その中でいま特にいわれておりますのは、この中部圏開発で、これは近畿圏でも首都圏でも同じ

であります。都市中心の整備、開発に重点が置かれて、農村地域に対する対策が欠けておるのではないだろうかというところがいわれるわけであり。それは、たとえば各県ごとに審議されている内容を見ても、港湾とか、道路とか、住宅とか、工場とか、こういうものが中心になっておる。農村地域に対する問題というものはどうも全体的な中で忘れられておるのではないかと、こういうような気がするわけでありますが、こういう点についてのお考えをちょっとお聞かせ願いたい。

〔委員長退席、廣瀬(正)委員長代理着席〕

○国宗政府委員 計画の早期作成につきましては、さきに申し上げたとおりでございます。効果の早い発揚も現に要求されているところで、中部圏の開発、整備の仕事は一日も休みなく進んでおるわけでございます。基本計画ができるのを待たずに、なお将来根幹とされる事業につきましては、その推進方に私どもも鋭意努力しておるところでございます。

次に農村地域の問題でございますが、中部地方は首都圏、近畿圏と異なりまして、農業面積の占めるところが非常に大きく、北陸、中部内陸はもとより、太平洋方面においてさえ農業の重点は大きいわけであり。言うならば将来日本の食糧基地、近郊農業振興地域にも相ならうかと思っております。したがって、さきに申し上げました都市開発区域につきましても、産業都市等地方の中核都市という場合におきましては、その産業のうちには農業も重要なものとして考えております。さらに小さいことで申し上げますれば、根幹となるべき施設の中におきましても、林道の根幹となるべきもの等も含めることにならざるを得ません。

○勝澤委員 特に近畿圏の場合、首都圏の場合を考へてみますと、工業というものが中心に考えられがちでありまして、これは公共投資の面からいって必然だと思ふのですけれども、やはり農村の問題をどういふふう配置していくかというこ

とはたいへん大事なことであり。特に中部圏というものは近畿圏と首都圏の間にはさまれて調和のある総合的なものをやるということであり。ますから、基本的な考え方の相違がここに出ておると思ふので、農村問題については私は強く、この計画の段階でそういう点がよく取り入れられるように要望いたしておきます。

次に、中部圏の計画は、近畿圏の整備法なり、あるいは北陸地方開発促進法なり、あるいは新産業都市建設促進法等の法令に基づく地域計画と地域的に重複する場合があるようであり、この場合の調整方法というものをどういふふうにお考えになっておられますか。

○国宗政府委員 御指摘のように中部地方には新産二カ所、工特二カ所、その他北陸開発あるいは近畿圏整備本部の区域とも重複しておるところでございます。したがって、それらの同じ目的を持ちはする法律の趣旨とは全く調和をとるよう中部圏開発整備計画は考えておる次第でございます。特に国土総合開発法との関係の調整、水資源開発促進法との調整、近畿圏整備法との調整、北陸開発との調整等につきましては、明文をもちまして総理大臣がそれぞれの審議会の意見を聞いて調整する旨の規定はございませぬが、精神におきましては全く同じでございます。事務的にもあるいは科学的、技術的におきまして、それらと同じ目的を持つ計画とは十分調整をいたしまして、御指摘のような調和のある、均衡のとれた開発整備計画ということに持っていくことと考えておる次第でございます。

○勝澤委員 最後に政務次官にお尋ねいたしますが、一つは、この基本計画を、特に中部圏の場合には範囲が広いわけでありまして、一つの固定された首都圏とかあるいは近畿圏というふうな形の中心都市を置いて、それを中心に置いたものの方じゃなくて、はさまれた中部全体的な調和というものを考えているわけでありまして、これはできるだけ地域住民の意思を集約をして早くつ

くつていただきたい。それから第二の問題は、やはり何といひましても開発整備に対しては国の財政援助が必要になるわけでありまして、特にそのためには財源の裏づけ、地方債の問題あるいは金融のあつせんあるいは特別な補助等々諸問題が起きてくるわけであり。計画がよくなるもそういう裏づけがなされなければ絵にかいたもちにひといひわけでありまして、これはやはりひつこくして魂入れず、法律だけはいつとたつたけれども、実際には進んでいかないとはいふことになるわけであり。そういう点につきましては、これはあとで附帯決議もお願いいたしておるわけであり。一つは整備計画を、住民の意思を尊重してお考えいただくこととして、二つ目は、特に財政援助について、やはり積極的に援助を行なつて、この計画が実施できるように、こういう二点について特に政務次官から最後にお答えを願いたいと思ふ。

○国宗政府委員 第一点の基本計画の立案に際しましては、地元住民の意向を十分尊重してやるべきだという御意見に対しましては、全く同感でございます。先般、私はほかの用事で名古屋に参りおられました。桑原知事以下関係者がたくさん集まっておられました。この中部圏の基本構想についての説明も伺ってまいりました。地元でも非常な熱意を以て進めておられます。したがって、私どももいたしまして、そういう下から盛り上がってきた意向というものを十分尊重いたしまして、この地域の特長性に密着した基本計画をつくるように努力をしていきたいと思っております。

それから第二番目の、せつかくいい案ができて、これが実現できなければ意味がないのは御指摘のとおりでございます。したがって、そういう法律に基づいた基本計画ができてまいらるわけでございます。それから、国の立場におきましては、当面これが実現のために財政その他の援助につきましても、あと限りの努力をしてまいりたいと思っております。

○勝澤委員 終わります。

○廣瀬(正)委員長代理 塚本三郎君。

○塚本委員 大臣が十一時半からおいでになるといふ予定のようでしたけれども、いつごろおいでになるかわかりませんか。

○廣瀬(正)委員長代理 間もなく見えることになっております。

○塚本委員 政務次官にお尋ねします。

中部圏開発整備に関する要望書というので、おそらく中部圏知事会議の要望書が出ておると思ひますが、これをお読みになったですか。

○国宗政府委員 私、まだ読んでおりません。

○塚本委員 勝澤委員から先ほど重要な点について質問がありまして、具体的な御答弁がございましたので、その点は避けて、主たる問題について御質問申し上げてみたいと思つております。

申し上げるまでもなく、中部圏は首都圏及び近畿圏と最も異なっておりますのは、中部圏の特色を生かすということにあるかと思つております。そうなりますと、何といひましてもやはり道路、交通が中心になってこの地域における特色を効果あらしめるという立場に立たなければならぬと思つております。そういう意味におきまして、いまお聞きいたしました中部圏知事会議では十八の項目が要望せられております。これが四十三年度の中に実現あるいは促進がなされなければ、実際かけ声だけに終わってしまうという気がいたすわけでございます。したがって、まだお読みになっておいでにならないというところで、お見えになっておられる次長さんのほうでは承知しておいでになるでしょうか。

○国宗政府委員 はい。

○塚本委員 そういたしますと、これは四十三年に要望がどの程度実現できるか、この点御見解を承つておきたい。

○国宗政府委員 中部圏の開発の根幹となります事業計画のうち、もっぱら交通関係の十八項目については、昨年の七月の中部圏の知事会議でそれが決定され、さらに本年におきましても、地方

協議会においても引き続き促進することを決議されておりますので、関係各省、特に建設省の關係が多々ございますが、道路、鉄道、港湾の關係でございまして、それらにつきましても、それぞれ省におきまして促進方を考慮していただいているところがございます。一口に申し上げますと、何しろ非常に長期を要する計画でございますので、たとえ東北、北陸を結びます自動車道につきましても、基本調査の段階でございますが、それらにつきましても、関係局におきまして調査の促進をはかっていただいております。港湾、鉄道につきましても、おむね同様四十三年において促進の方法を購じていただいている次第でございます。

○塚本委員 これから手をつけなければならぬものがあるいはもう一押しで完成するもの、幾つかの要望が盛り込んでございます。ここで私申し上げてみたいことは、首都圏の場合ですと、もうどうにもならなくなつて、そうして対策を練る、言つてみまするならば、建設省のおやりになるいままでの立場は、そういうふうな現状をいかにして打開するかということが中心であつたと思つてございまして。その点今度の中部圏の場合は、現状そんなふうにもならないという状態ではなくして、これから理想像をここに描いてみる、そうしてそれを実施するということですから、ややもいたしますと、対大蔵省との關係におきまして、まだやらなければならぬことが先にあるのだ、こういう形に扱われがちと思つてございまして。したがつてそういうことに対する認識を大蔵省のほうにどのようにつけてあるか、この点、対大蔵省との關係についてのいわゆる折衝の一端をお聞かせいただきたいと思います。

○國宗政府委員 御指摘のように、過密になつてからあるいはどうにも処置がむずかしくなつてからでなくて、未然に整備の計画を立てまして開発いたしますのが中部圏の特色でございます。したがつていま御指摘の理想図をかいいて、そして着工順序はあつたということにならないための一つの措置といたしまして、さきに御指摘の

十八項目につきましては、建設大臣、運輸大臣のみならず大蔵大臣のほうにも一応協議会のほうから推進いたしておるところでございます。なお、首都圏のように云々とおっしゃいましたが、基本計画をつくりまして、それに従つて建設計画をつくり、すべての事業が具体化するものは、さきにも申しました来年の六月に相なりますものですか、それを待たずしてやります關係上、主として交通關係について御指摘のような措置で強力に進められておるところでございます。

○塚本委員 本部長がおいでになつたので、基本的な問題についてお尋ねしたいと思つたので、いまもちょっと御質問申し上げておつたのでございましてけれども、首都圏や近畿圏と違ひまして、中部圏の場合はいまさしあつて困つてはあらぬ。しかし将来日本が発展するであろう地域から考えるならば、よくいわれてる白いキャンパスの上に理想図をかいいてみる、そしてそれを実現するところ、ここに中部圏に対する大きな課題があるかと思つております。したがつて、災害に從來までの建設省の立場でございまして、災害に對する、あるいは直接国民生活に對する、災害にならなくなつた問題あるいは交通麻痺をいかにするの、こんないわゆる病状を診断してそれに対する処置を講じなければならぬということに追つかけておられるの、このあたりからしていただかないと思つております。しかしいま上程せられております中部圏だけはそうではなくて、東と西におきまますそういう状態を見つ、まだ健全である中部圏だけはこれから理想的なわれわれの郷土づくりをしてみるべきだ、こんなところから提言せられてまいつたと思つてございまして。いってしまふならば、いわゆる人知の可能な範囲、そしてまた政治というものはこういうものだといふことを国民に知らせる可能な限界をこの中部圏の中で示さなければ何の意味はないと思つてございまして。それでなければ首都圏と近畿圏とに押しつぶされた谷間をいかに排除しようかといふだ

けにとどまつてしまつて、中部の政治家の意図してございましてイメージというものはそうではない。こういう点からいいますと、いま申し上げたように人間の知恵と、そしてそれを實現する政治力の限界というものを私はここにためされておるといふふうにお聞きをしております。そういう意味におきまして、もちろん最終的には予算の裏づけがポイントになるでございまして、しかしその予算の裏づけもまた本部長の熱意にかかるとお聞きを申さなければならぬと思つてございまして。したがつて、そういう取り組み方で進んでいただかざるかどうか、その気がまえについてお聞きしたいと思います。

〔廣瀬(正)委員長代理退席、委員長着席〕
○西村國務大臣 前からの話を承りませんから、ちよつとわかりませんが、どういふ質問になりましか、中部圏としてたえば北海道開発庁のよう、各省の予算を持つておらなければ何ぼ一生懸命やつたつて何にもできないんじゃないかというふうな御質問のようにも受け取れまじ、いまの組織のままでいろいろ考えはあります。実際考えはありまして、本部長としてやれることはあまりやれないですね。報告はできるわけですが、たとえば運輸省で中央線をこうせい、こうせいで中部圏として困るのだ、こういう場合には運輸大臣に報告はできます、中部圏の本部長としては、だけれども、予算は運輸省が持つておるわけですね。計画はできるのです。けれども権限が報告の権限なんですね。私は率直に言ひまして、何かその権限をもう少し強化すると申しますか、あるいはやり方を変えたいと申しますか、中部圏の発展のために、これはよく聞きたいと思つて、本部長ですから考えておるわけですね。建設行政につきましても、私は建設大臣で兼務してございまして、中部圏のために尽くすことはできるとして、ほかの省に關する限りの行政はなかなかそこに歯がゆさがあるわけですね。質問がそんなことであつたのかどうなのかよくわかりませんが、また聞きましてお答えいたします。

○塚本委員 次官に最初お尋したのでございましてけれども、中部圏開発整備に關する要望書というものが、四十三年度にはこういうことがしてほしい、とりあえず十八項目中部圏の知事會議の要望として出ておるわけでございます。とにかく中部圏はいわゆる地方の特色を生かすところにある、そうすれば何でも大きなものをつくつてどうにもならなくなつてほかに広げるんだという形ではなくて、現在あるものを理想的にどう組み立てていくか、それには道路、交通がすべてに優先しなければならぬ、こういう発想に立つて知事會議において百くらい要望が出たのでありますが、ともかくにもいま手をつけておるもの、あるいはいままですでに計画が進められておるもの、さらにもう一歩で完成するもの、こういうもの十八項目を選び出して要望書が出してあるはずでございます。次官にお聞きしたら、まだ見ておらぬというお話でございますし、伺いますと、大臣もいま初めて見たというお顔をなさつて読んでおいでになりましたが、私は、地元の知事さんたちが地元発展のための最も第一段階として、とつびなことではなくて、すでに予算化せられつあつてその進行状態のものをお目に押し進めていただきたい、これからお聞きしたわけでございますが、あらためて大臣に、この要望を強力に押し進めていただくということに対する御答弁を賜りたいと思つたのでございまして。

○西村國務大臣 これは見ました。見ましたところでは、非常に研究しておるのです。そしてごく最近も桑原知事がわざわざやつてきて、また詳しく聞きました。いづれも重要な問題であります。したがつて、私としては、本部長としてできるだけの力を尽くしてやりたいと思つて、御説のように東京、大阪というところとは違ひますので、やはりいまのうちに整備された条件を持つておる——東京ですと五十キロ圏内といえども、いままでもありませんけれども、各古屋で五十キロ圏内という、いままでもありませんけれども、市ができるわけがあります。したがつて、こ

いう要望については私どもはたいへん熱意を持っておる。熱意を持っておるけれども、建設省のことは別として、各省に関することは各省大臣に報告する、お願いをするしか手がない、こういうこととでございますから、熱意を持って大いにやることと十分これは要求をいたしておるところでございます。

○塚本委員 大臣があまり正直におっしゃるものだからこちらがどきどきしてしまふのだけれども、私も政治家といいますが、言ってみれば理想といふものを常に描いておりました、そして理想をぶっつけてそれを事務屋さんに消化していただく、こういうくせがついておるので、一つ一つの点についてやはり難点もあるでしょう。そしてまたすぐできる問題もあるでしょう。

この中部圏の中で、二つの大きな問題があると私は思っております。これも具体化の方向を見出す程度にはなからうかと思いますが、それは何と言いましても、中部が北と南をいかに結ぶのか、この問題が最も大きな問題。私は愛知におりますけれども、全く北陸の実情というものを知らないという状態でございます。東京から東西にはしゅっしゅう交流があるわけでございます。ところが、南北には交通網が御承知のような状態でございますから、もう全く未開の分野、おそらく東京よりも何十倍か遠いところ、いわゆる太平洋岸の人は北陸部に対してはそんなイメージしかないわけでございます。そうすると、いかに南北を結ぶか、このことが実は中部の開発の第一のポイントではなからうかというふうに私は思うわけでございます。

それからもう一つ、第二のポイントは、中部山岳をいかに開くのか、この二つの問題。まずこの中部圏を具体的にするための事務的な問題については、いまここで申し上げる時間もございますし、またそれほど研究もいたしておりませんが、中部圏が一つとしてこれを開発するとうとうときには、もはや東京や大阪の弊におちいらぬ、このことを考えるときには、第一には南と

北をいかにつなぐかということ。それからまん中の中部の山岳をいかに切り開くか。この二つについての具体策といふものが事務的には進められておるわけですが、しかし、その事務的な問題だけではたしていいであらうか。先ほど私は次官にもちょっとお聞きしたのでございますけれども、どうにもならぬという状態になってからではなくして、これから理想的なものとするために、南北を大胆に結ぶような着想といふものが実は考えられておるはずはないか。あるいはまた、中部を具体的に開くための具体的なそういう問題を徐々に――まだ予算とか計画まではいってありませんけれども、こういうふうな想定しておるのだというふうなことを、本部長としてお考えいただいております。ではなからうかというふうに思っております。この二つをどのような方向で開いていくか。このことを、概略だけでけっこうでございます。事務的に言われると、おそろくまだこれからということになるうと思っておりますが、その方向を、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○西村国務大臣 中部圏としてのいまの最重要の仕事をいえば、いま申しましたように、裏日本と南のほうとを中心を結ぶこと。その結ぶことは、道路も鉄道もあります。鉄道なんか、高山線といふのは最もおくれておる一つです。しかし道路で結ぶ。しこうして、その結ぶわけは、その中間における未開の地をもう少し有効に使う。それが観光地であるにせよあるいは他の地域であるにせよ、有効に開発しなければならぬ。これがやはり中部圏の勘どころであらうと私は思っております。まず第一着手は、そこに根を据えて、それを實現することだ、かように考えておるものでございます。

○塚本委員 交通の問題は運輸大臣の関係になるから、建設大臣としては報告しかなないとおっしゃるかも知れませんが、御承知の、いわゆる関西以西の災害に対して、この中部地方はそんなに被害はなかったはずでございますけれども、しかし、

にもかかわらず、中央線も高山線も越美南線もほとんどだえてしまふという状態にあるわけでございます。だから、この中で大臣が考えて実施していただくためには、電化、複線化等の問題を強力に推し進めていただくかなければならぬ、こういうふうなふうに思っております。

もう一つ、この中部山岳を開くということ、私ぜひお聞きいただきたいと思っております。けれども、昭和三十五年の安保条約の、言ってみればあの日本の政界の混乱のまっ最中に、いわゆる縦貫自動車道のこの中央道が、満場一致で議決せられたはずでございます。私も委員の一人でございますので、あの当時のこと――外にはデモが荒れ狂っておりますし、その中で、とにかく中央道だけは党派を越えた政治家の使命として通そうじゃないか、こういうことで満場一致建設委員会におきまして通されたことを記憶いたしております。そのときの政治家のイメージは何であったかといえます、いわゆる中部山岳地帯はスイスという国をつくるのだということをおきまして、満場一致で中央道が可決されたわけでございまして、幸いにもその中央道がいま具体的に進められておるわけでございます。そこで、大きな網として中部圏といふものがあふせられた。大臣はその本部長におなりになったわけでございます。言ってみますならば、私も当時も若うございました、青年代表としてこの発言をさせていただきます。また、満蒙開拓の夢も失われてしまった、そのときに、全国青年の夢をこの中部山岳地帯に集めて、日本の本土をぶち抜くことによつて、ここにいわゆる日本のスイスをつくるのだという、そこに政治家の夢が託されて、あのよ

うな法律が、東海道案よりも一日前に、中部の中央道のはうがこんなに希望されているのだということ、満場一致議決せられたことを思い出さうでございます。いまようやくここに各省の事務的な問題を持ち寄っての中部圏ができようといましておられます。したがって、単なる中央道を

通すということだけに終わるのではなくして、中央道の中から派生してくるところのいわゆる精密機械の工場の問題もあるでしょうし、あるいはまた腐りつつある一億石という木材をここから切り出すという、木材を生かす道もあるだらうし、そつくりそのまま中部を開くところの新しい国づくりがここに始まるのだというスタートに立っています。したがって、そういう御認識に立って、この中部山岳に対する開発も忘れずにやっていたらいい、こういうふうなふうに思いますが、決意のほどを伺いたいと思

います。

○西村国務大臣 仰せのように、私も本部長といまして十分その趣旨に賛成でございます。十分力をいたしたい、かように考えております。

○塚本委員 もう時間がきたらうでございますから、一言だけ区切りをつけてまいりたいと思っております。最初申し上げましたように、この地域はあくまで先行的な投資を必要とするということをお前提にしていると思っております。どうにもならなくなつたことに対しては、たとえば災害でございます、被害が大きければ大きいほど各省の予算はとっていただき得るわけでございます。そういう追っかけの、うしろから追っかけた仕事を建設省はなさつてこられた。これはもう予算上やむを得ないことであらうと思っております。しかし、中部に関する限りは、こういうことではなくて、先ほどから申し上げておりますとおり、二十年先という計画のもとにいくのでございまして、国家の余力がはいりますと無理だといふふうな考えられるかも知れませんが、しかし、少なくとも中部圏の発想といふものは、あくまで東のような、あるいは阪神のような状態にならない先に、政治家の力はこういうふうな生かされていくものだという見解を示すという点にあらうかと思っております。したがって、いわゆる都市間をつなぎます道路や交通の問題に

通すということだけに終わるのではなくして、中央道の中から派生してくるところのいわゆる精密機械の工場の問題もあるでしょうし、あるいはまた腐りつつある一億石という木材をここから切り出すという、木材を生かす道もあるだらうし、そつくりそのまま中部を開くところの新しい国づくりがここに始まるのだというスタートに立っています。したがって、そういう御認識に立って、この中部山岳に対する開発も忘れずにやっていたらいい、こういうふうなふうに思いますが、決意のほどを伺いたいと思

込んだか、こう申しますが、局長がおりますからわかりませんが、大体四十二年度は一般の河川でもって九百二十七カ所かかっております。そのうちでもって、いわゆる中小河川として都市河川、災害河川——その中小河川のうちの特に悪い、気をつけなければならぬもの、つまり改修を促進する河川は三百三十カ所でございます。相当にたくさんな河川、千カ所になんとなるとする河川にかかっているわけですが、特にひどい三百三十河川にかかっているわけでありまして、相当にいまこのワケから申しますと中小河川にはやはり力は注いでおるわけでございます。ワケがきまっておりますから、それだけ大河川のほうを痛めつけておるのじゃないか、こういうことにもなるかもしれませんけれども、一体どれだけの予算をことしつぎ込んでおるか、将来に向かってまだ私は計算をいたしておりませんが、わかってませんが、四十二年度の予算は局長から説明させます。

○古賀政府委員 中小の河川改修につきましては、いま大臣の御報告にありましたとおり、ことしは九百二十七河川だけやっております。そのうち特に都市河川、災害を受けた河川と、それから他事業の関連河川、宅地開発等に関連する河川、あるいは農業構造改善事業に関する河川、あるいは都市の内水河川、そういう問題につきまして三百三十河川を実施いたしております。そのうち特に重点をいたしまして災害を受けた河川、それから都市の河川、それから他事業の関連河川につきまして、それぞれ四十二年におきましては災害河川として六十河川、三十一億、それから都市河川といたしまして四十九河川、五十六億、他事業関連としまして約二十八億を実施いたしております。

最近の集中豪雨等の状況を見ますと非常に雨量強度が強い。特に中小河川は短いわけでございますから、しかも勾配が強いということで、それらの集中豪雨を受けるには不十分な河川でございます。まして、われわれとしましては不十分な河川でございます。都市河川を実施するようになりたいと思っております。

おりますし、あるいはまた集中豪雨等の傾向から見ましても、従来の雨量を上回った河川というのが相当ございます。しかも多いところでは二倍というふうな日雨量を示しているところもございまして、いつも例に引き出しますが、九頭竜川の真名川等におきましては三倍近くの日雨量が出ております。それらの問題を考えますと、治水計画を再検討する必要があるというふうな考えをわけてございまして、ただそういう大きな雨に対処するということが一ぺんにはなかなかできないのでございまして、われわれといたしましては、計画の検討を行ないまして、安全度を高めるといふ形で逐次実施していくように努力しております。

○岡本(慶)委員 昨日と一昨日、神戸のほうへ私のほうの党から調査に参りました一行が帰ってまいりました。けさの国会対策に報告いたしておりましたが、たとえばまあ神戸の場合、昭和十三年に大災害があった、その当時のお金で三千万円の復旧費をつぎ込んで、それででき上がったなものが、大体六割復旧工事ができた。残り四割まだ未改修のままに残っておったが、今度災害が起こってからはその四割の未改修部分で大災害が出た、こういうふうな報告でございました。そこで神戸市から出ておる意見といたしまして、とにかく無秩序にがけのところへどんどん住宅が建っていくから、だからもう宅地造成の禁止区域をつくれ——これは今度近畿圏整備法の中に、いわゆる特別保全区域として、特別緑地保全区域でしかとされたぶん指定されるでありましようし、またできるだけそういう地域を広範に指定していただくことについて、まあこういう災害を防ぐことができると思っておりますから、神戸のほうでは、神戸のこうした要望にはある程度近畿圏整備法の運用によっても応じることができるとも思っております。ところが、あちらこちらで進められておる。宅造法である程度の規制を受けてやればやれるというものが、やっぱり危険建造物をどんどんつくっているというところがあるのでありますから、やはり

りいまの宅地造成規制法を改正して、もつときびしく、そして小さな宅地開発などということには、これはもう許さないようにするということもございまして、それが、それについての大臣の御見解を承りたい。

もう一つは、神戸の例でございますが、下水道の使用能力を越えて宅地開発が進められていくので、もう下水道はとて大雨のときには持ち切れぬ。だから下水からどんどん吹き出して噴水のようになり、水があふれて出て都市の水害をつくっているというふうなことであります。これはやはり下水道というものをそういうふうな神戸とか——神戸は古くに下水道ができた。ところがもう細い管に広い範囲の宅地開発された部分のみならず、かしながら大きな雨になればのみ込みません。いまの下水道は雨水と下水と共用でございます。これはやっぱり雨水だけを別に流すような施設を、そういう地域については考える必要があるのではないかと、そういうふうな点でございます。

それからもう一つ、問題として指摘されておりました。災害を受けた中に、河川敷を不法占拠していた家族が相当含まれておる。あぶないのを承知で河川敷を不法占拠しておる。各都市、神戸もそうであります。京都もそうです。鴨川を不法占拠しておるものが相当ございます。それで一たん、これは危険だからということ、あるいは川のたけにもよくないということ、あるいは美観の問題、いろいろでもって、何といたしまして、災害復旧住宅を建てて、いつのときでございましてか、そこへ入れて一たんきれいにしたのです。ところがまたいつの間にか河川敷が不法占拠されておる。いまでは相当戸数がやはり現在鴨川の堤防の上にあります。あるいは中小河川である紙屋川の河川敷にも相当不法占拠で住宅があるというふうなことでございまして、これを一体建設省として、これはもう全国的なものとして、それぞれの地域で、知事なりそれぞれの直接の管理者がやればい

い、そういうことかもしませんが、そういうことでは私はいかぬと思うのですが、だから全国的に河川敷というものは、そういうふうな不法占拠は絶対許さぬというはつきりした規律をもって管理することが必要であると思っております。その三点について大臣からお答えを願いたいと思っております。

○西村国務大臣 第一点でございますが、これは調査官が神戸に行きまして、今度事故が起こったところは宅地造成等の規制法の適用指定区域を受けておったところであるかという点、それから、もし受けておったところで、その造成事業がどうなっておって、どういふような事故を起こしたのかというふうなことを調べてもらいましたら、はつきりしたことはまだわかりませんが、今回の事故は適用外のところがだいたいある。それは自然の山くずれだ。一体自然の山くずれてどうなんだと言いましたら、あそこは花こう岩地帯であって、自然の風化によって年々軟弱くなっておる。そのところに局地的な豪雨が降ったものだから、たまたま今度多くの被災者を神戸で出した二カ所はほんとうの自然の山くずれだ、こういう報告でございます。しかし、これに対処するために、急傾斜地の対策というものが今回新しくできたのでございまして、こういう問題につきましては、今後どういふように対処していくか、自然の山くずれというふうなものにどう対処していくかということでございます。規制区域をもう少し厳重にしたらどうか。厳重にするという意味は、いまこれの実施は各知事にまかしておるわけでありまして、したがって、さらにこの技術の基準を改正をして強化するかどうかという問題になります。この点につきましては、皆さま方にまた法律の改正で御相談を申し上げなければならぬかと思われまますが、目下実情を調査中でございます。

第二番の、下水道の問題ですが、実はこれも、下水道の設計をするときは一体一時間の降雨量を幾らにとるか。尼崎を聞いてみますと、尼崎でい

い、そういうことかもしませんが、そういうことでは私はいかぬと思うのですが、だから全国的に河川敷というものは、そういうふうな不法占拠は絶対許さぬというはつきりした規律をもって管理することが必要であると思っております。その三点について大臣からお答えを願いたいと思っております。

ちょっと試みてみようと思つたのです、今回の都市計画法の改正につきましては、できないというのです。それは裁判になると負けるというのです。もつと研究してみたい。ただし、行政上やるという事は、行政上こちらが電気事業者に話して、そういうところはなるべく送らないようにという行政上の措置はできると思いますが、一方裁判で訴えられますと、やはりできないことになるので、これはもう少し検討したいと思つています。

それから下水道と雨水処理の問題ですが、これもやはり全部というわけにはいきませんが、私は、特定なところはやはり分離して考えるべきじゃないか、かように思つておられますが、今回の事故等も参考にいたしまして、将来に向かつて検討したい、かように考へておられます。

○岡本委員 いまのたとえは神戸市、これも下水道を太いのに入れ直すとすればたいへんでしょう。そうすると、これはもう開放式のとにかく別の水路をつくって、大水はそこへのませる、地上に降った水はそこへのませるというふうなことは当然考へなければならぬと思つています。だから、これはやはりこれから都市計画のときに、当然ある程度のは下水にのませるが、地上に降った大水は別に流してやる、そういうものを一緒に考へておかなければこれは十分なものといえないと思つていますから、ひとつそういう点について御検討願ひたいと思つています。

それから、大臣のいまおっしゃいました不法建築物に電気事業法あるいは水道法によって供給しなければならぬのだというお答えでございますが、これに法律改正したらいいのです。閣議で話し合つて、政府部内でやられるならばやれるんですよ。法律改正しなければいかぬという意味のことを私は言つておられるのです。それはたとえは、豊中市で、供給をストップするしないで問題になつて委員会で見にいきましたね。そういうことが電気事業法によって、あるいはガス事業法によってできないというたてまえになつておられるということを知つております。だから私は言うのです。しか

しながら、そういうような不法建築物というものが現在堂々とまかり通つておられるところの問題があるわけで、これは建築基準法も改正しなければならぬと思つておられます。不法建築なんかして、そして基準に合わない、建築率はもちろんのこと、防火、あらゆる点で規制を全然無視しておつておられる建物に対して、それは、入居させない、住まわせないということがほんとうのあり方で、昔、ずっと以前、戦前にいまの建築行政が警察の中にあつた時代がございました。そういう時代には、検査を受けてパスしなければ住めなかつたのです。またパスしなければ便所も使えなかつたのです。そういう時代があつたわけですね。そういう非常に強い権力主義がいかにか悪いとかということについては検討の余地があるのかもしれないんですが、しかしながら、少なくともやはり自分が住む家であり、自分の身の安全を考へるならば、やはり適正な規格に合つたものに住まなければいけないでありましょうし、わずかの建築費、建設費を惜しむのために、防火上あるいは災害防止上あぶないところに住むというふうなことは、ひいては生命を失つたりする身の危険になるわけでございますから、そういうことから国民を守るという意味においても、私は、ある程度いろいろな規制をして、やはり適正な基準に合つた住居を建てなければ住めないということにし、少なくともガスや水道は供給を禁止せよというふうなことは、これは法律改正でできるわけなんですから、だからそういう点をひとつ大臣からももう一度各所管の大臣にお話をしたいので、やはり法律改正まで持つていってそういう規制をやるべきである。またそれができないとするならば、やはり建築基準法の改正によって入居はさせないというところまでいかなければなりません。しかしそれはかつてに入つてしまったものを出すわけになかなかいかぬでしょう。だから間接的な手段で制約を加えていく以外に道がないから、やはりそういう点をもう一度大臣のほうで努力し、不法建築物に住まないような規制をしていただきたいと思

うのです。

それからもう一つ重要な問題は、新しい五カ年計画に、大臣が今度かりにいまの都市周辺の中小河川の改修を促進するのだ、あるいはまた土砂くずれを防止するのだというふうな施策を新しい計画の中に入れていかれるとするならば、これはぜひひとつ砂防をもつと強化してもらいたいということですね。いまの日本の治水計画の中で砂防が一番おくられている。これはこの前の治山治水緊急措置法が問題になつたとき、私はその点を指摘して非常に強調したわけですね。この前の緊急措置法に基づいて現行計画では河川が五千億で五八%、ダムが千七百億で二〇%、砂防も同じように千七百億で二〇%、構成から見ますと六〇%と二〇%、二〇%というふうになつておられます。けれどもそれを建設省が必要と考へておられるところの治水の全体計画、治水水系計画という名で建設省は発表されておりますけれども、それから見ますと、これは、現行計画が治水水系計画の中にどれだけのパーセンテージを占めるかといふと、河川は一〇・八%、約一%、ダムが二八%、砂防が五・五%なんです。だから、治水水系計画全体、日本の治水上八兆三千億の投資が必要、その八兆三千億の投資の全体の計画から見ると、ダムが二八%を占めておつて、砂防は五・五%だ、こんなに砂防が取り残されておられるのです。だから、目に見えるところの河川事業やダムというふうなものとは、ほとんど進める、ことに大臣が先ほどおっしゃつたように、降つた水はほしいのだからためたいというふうな考へもあつて、ダムばかりがどんどん先行して、それで砂防がずつとおくられているのです。その砂防のおくられていることが、去年の例の山梨県の梅ヶ島ですか、あそこの大災害になつて出てきておられるわけですね。あそこも、いまだ何年前でございませうか、ずっと以前に大崩壊が與でありまして、砂防をやらなければならぬということが指摘されておられるから、それが不十分であつた、そのことのためにああいふふうな大災害が起つてきておられるわけなんです。だから、砂

防があまりおくられておられることは、河川は何ぼ河川事業をやつても、ほとんど土砂を流して河床を上げていく、ダムをつくらせていくだけダムを埋めてしまつて、洪水調節能力も弱めていくということになりまますから、これはやはり、すぐにああ進んだなというふうには砂防は目に見えませんが、だから砂防というものは金の入れがいがいふようでありまます。やはり治水の中で非常に重要な役割りを持つておられる。さればこそ、治水に必要な費用の大体三分の一は全体計画としては砂防に投入しなければならぬということを、建設省も数字としてはじき出しておられるわけですね。だから、そういうふうな砂防を非常に軽視されているということが、私は日本のいまの災害をつくらせている大きな原因だと思つています。これはひとつぜひ砂防というものを重視されるようにお願いしたいと思つています。

○西村村務大臣 砂防を軽視しておられるわけはございませんけれども、まあ予算をどういうふうにか、アロケーションをどうやるかということによつてきまるのですが、これは新五カ年計画をつくる場合には十分検討したいと思つています。

なお、今年度、四十二年度の砂防に対しては配賦額は、一般の河川よりは比率については相当大きくなつておりやせぬかと私は感ずるのですが、局長いかがですか、ひとつ答弁してください。

○古賀政府委員 砂防事業の大事なことは大臣から御説明がございましたとおりでございませうが、四十二年度予算におきましては、砂防は一八%の伸び率でございませうが、河川は、事業費としては一六%程度の伸び率でございませう。したがって、砂防には重点を置いて実施してはいるわけですね。特にダム等につきましては今回行なわれた治水ダム等につきましても土砂防止という目的も持たしてはいるわけでございます。これは効果を待つてはいるわけでございます。それから、砂をためたほうがいいか流したほうがいいかは、河川の特長によりましていろいろ違つてございませ

す。流しいい川もあるわけでございます。いま全国で河床下がって非常に困っている川が多数ございます。それで、その辺を調整をとりながらやらざるを得ないというふうに考えますので、その辺の計画は十分われわれといたしまして検討いたしまして、御趣旨に沿うようにしたいと思っております。砂防事業を決して軽視しているわけじゃございませんので、御了承を願いたいと思っております。

○岡本(陸)委員 一八%で、ダムの一六%に比べれば伸び率は高い、こういう御意向でございませうが、しかしともとも小さいものを少々伸び率を伸ばしてみたいところで、何ほも伸びぬですよ。そういう全体計画として、とにかく八兆三千億の投資の中で三兆一千億必要だ、砂防事業に投入せぬといかぬというところは治水治山計画で建設省が打ち出しているのです。大体八兆三千億の三分の一強です。三七%を砂防に投入せぬといかぬということ治水治山計画に強調しているのですよ。ところが、それでは昨年が何ぼかと言えは二〇%でしょう。全体の均衡がとれたと言えは、三七%のなかがあって大体均衡のとれた治水事業が行なわれているということがあるわけですよ。それが二〇%なら本来あるべき姿がぐっと落ちていくわけですよ。そういう意味で私は砂防の伸び率が一八%ではまだまだ不十分だから、もっと砂防というものを考えぬといかぬということをいま申し上げておるので。その点は大臣にも御理解を願っておきたいと思っております。

それからもう一つ、今度の災害について新聞を見ておきますと、神戸では上にゴルフ場をつくったことが大きな災害の原因になっておるといふうなことが新聞に報道されておりました。林野庁、お見えになっておられますか。——いまあちこちにずいぶんゴルフ場がつくられて、至るところの山が相当切り開かれていっているのは御承知のとおりです。いつか、自民党の川崎さんと思いますが、運動場よりもゴルフ場のほうが多いんじゃないかといううなことを質問されておったのを新聞で見ましたが、とにかくそれは国土の広

いアメリカなら何ほでもゴルフ場をつくってもいいと思うのです。しかし日本ではまだこれだけ住宅難で国民は困っておるし、それからまた山は荒れてこうしてどんどん災害が出る。しかもゴルフ場をつくったことが災害の原因だ。これは単に神戸だけでなしに京都なんかもそういう傾向が出て始めておられます。ゴルフ場をつくったために出水が一時非常に多くなってきたという報道が出ておられます。一体林野庁はどういうおつもりですか。ゴルフ場をこれからも何ほでもつくらせるつもりか、あるいはここらでゴルフ場は押えるつもりか、これははっきりしてもらわぬと思うのです。

○手束説明員 一般の森林につきましては、転用について別に法律上の制限がございません。保安林につきましては、保安林を解除しなければ他に転用ができないということでございますので、保安林をゴルフ場にするというような場合につきましては、これは十分審査をいたしまして、そしてどうしても一部解除せねばならぬというふうな場合におきましてはこの保安林に十分かわるべき防災施設を設計いたしまして、その実行を監督しつつやるということになっておりますが、一般の森林につきましては現在のところ規制がございません。

○岡本(陸)委員 規制がなかったら森林法を改正したらいよいよいいじゃないですか。もう至るところの山がぼんぼん切られて、それでもって災害の原因になっていく。こういうふうなことで幾ら片一方で砂防をやっても、また片一方で幾ら治水施設をつくっても、そういうことをやられたのでは切りがないのです。だからこれだけゴルフ場があつて、ゴルフ族といわれる人がどだけおられるのか知りませんが、しかし庶民にはあまり縁がないですわ。そういうふうな人たちの遊ぶ施設をそんなにたくさん運動のしようは幾らもあるのです。だからゴルフ場をつくることについて、私は別にゴルフがいけないと言ふのじゃないが、しかし山をあまり

荒らされたら困るということを言うのです。また森林資源を涵養せねばいかぬとか、いろいろ林野庁のほうでは考えていらつしやうと思うのです。が、一面山をぼんぼん切つてゴルフ場にするというよりはよろしくないと思つておられますから、ひとつそういう点十分検討して、将来そういう方向に持っていくてもらいたいと思つておられますが、いかがでしょう。

○手束説明員 森林の転用につきまして、一般の森林についても十分検討せねばならぬじゃないかというお話、特にゴルフ場等についてはどういふ話でございますか。

いま林野庁が行政のもとといたしておられます森林法におきましては、保安林にするということ以外にその転用を防ぐという道は、法律的にはないわけでございます。その点につきましては十分御趣旨を尊重いたしましてわれわれもまた検討いたしたい、かように存じます。法律上の問題でございますし、また国民の私権の問題にならうかと思つておられますので、簡単にはまいらないかと思つておられますが、御趣旨は十分わかりますので検討したいと思つておられます。

○岡本(陸)委員 部長、今度は都市計画法で、都市の中の平野で相当住宅も建つ、あるいは工場も建てられる、あるいはいい耕作地になっておるといふような地域ですら、私権を制限してきつと土地利用の用途をきめようといううなことが提案されてくるのです。そういう考え方に変わってきているのです。とにかく国土というものは自分のもつと思ひ込んでおらなくては困る。やはり国民の福祉に沿つて国土は使わなければいかぬ。だから、少なくとも林野庁は——これはそういう面でもっと規制を受けてもやむを得ないと思つておられます。ことに災害防止上必要とあれば、当然もっと規制を受けるべきだと思つておられます。自分の山だから切りほらうだ、何ほやっても政府はどうしようもないのだ、こういううなことで、少し私権というものについて点数が甘過ぎるのじゃないか。やはり森林資源を確保するだけじゃなくて、

これは治水面にも十分な配慮を加える。そういう意味で、今後はあまりどんどん自由にはやらせないようにしたい、治水面あるいはその他の面を十分考慮して許可が必要ということにする、そういう方向に努力したい、これくらいのことには林野庁もおつしやうていいのじゃないかと思つておられます。

○手束説明員 ただいまの法制におきましては、さうな災害に関連のある場合には保安林を増加指定をする、こういう手段によって現在のところはやるしかないということで、制度的に一般に伐採許可にするかどうかという問題は相当大問題でございますので、もちろん林野庁についてこれを切つたら造林をせねばならぬとか、さうなことは林業基本法等でも訓示規定としてはきめられておるわけでございますし、またその方向において林野庁としては指導いたしておるわけでございますけれども、突き詰めてまいりました場合に、転用の場合、無断転用してまいるところ罰則はない、かような形になっておるわけでございます。これは望ましいということではございませんが、ただいまのところは保安林の増加指定ということでは対処したいと思つておられますが、さうな御趣旨も入れまして、さらに一般林等につきましての取り扱い等の問題も検討いたしたい、かように考えておられます。

○岡本(陸)委員 前の五カ年計画のときに七百二十億の事業費でもって八百五十八億使つた、一一八%の進捗率をあげたが、しかしながら金額的にはさうであったが事業量においては五八%であつた、こういううなことが前の治山治水緊急措置法のときにあなたのほうから出された資料に出ておられますが、事業費は非常に使つておられるが、しかしながら事業量は面積は五八%であつたといううなことは、何に原因していたのでしようか。あなたではおわかりになりませんか。

○手束説明員 前のこまかい数字的な問題はちよつと手持ちがございませぬけれども、大体傾向といたしまして長期五カ年計画が立てられました際には、その時点におきます事業単価でもつ

これは治水面にも十分な配慮を加える。そういう意味で、今後はあまりどんどん自由にはやらせないようにしたい、治水面あるいはその他の面を十分考慮して許可が必要ということにする、そういう方向に努力したい、これくらいのことには林野庁もおつしやうていいのじゃないかと思つておられます。

計画ができるものがございますから、その後におきまする上昇等がありました場合はそれだけ食い込んでくる。それからいまま一つ、計画を立てます場合に於いては、大体年々発生いたします災害の見込みを立てまして計画を立てておりますが、その見込みよりも以上に途中災害が発生いたしますと進捗率が悪くなる。かような関係でございまして、御指摘があるのではなからうか、さように考えておりますが、今後さような点につきましては、不十分な点につきましてはさらに計画を検討いたして善処したい、かように考えております。

○岡本(隆)委員 治山事業の単位がヘクタールであらわされているのですか。これは何ですか。ほかのなには事業費であらわされておりますが、治山事業の場合ヘクタールであらわされているのはどういうことですか。

○手塚説明員 治山事業は森林の保全並びにこれに関連あるところの溪流工事、これが治山事業になっておりますので、その事業に関連いたしました保全される森林の面積、これを単位といたしまして予算を出しております。ただしその予算要求におきましては山林一ヘクタール当たり幾ら、こういうような要求をしているようなわけではございません。それぞれの設計におきまして必要なものを積み上げて、そしてそれを予算要求のものといたしておりますが、それで保全される対象面積が幾ら、こういう考え方をいたしておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 そうすると治山事業は元来これは緑化せぬといかぬと思うのです。山腹に木を植えたりあるいは山腹工事をやったりすることによって治山工事は効果をあげていかなければならない。ところがずいぶん溪流にダムをつくっているのですか。そうするとダムをつくった場合は——これは私の解釈が間違っているかも知れませんが、ダムをつくったならば、そのダムの両側の山はだかそのダムによってこれも治山事業はできたのだ、こういう考え方が立って砂防ダムをつ

くっているのですか。あるいは山腹工事をやってもまだ足りないからダムをつくるのだ、こういう意味ですか、どっちですか。

○手塚説明員 場所によりましていろいろなケースがございますけれども、一般的に申しまして、一つの谷間に大きな山腹からの崩壊が起こったと見ました場合に、それをどういふふうにして崩壊するかと申しますと、山腹工事もしなければならぬし、下の根固めもやらなければならぬし、こういうことでもございまして、それを年次的に実行してまいります場合に、まず下からやらなければならぬという場合にございましては下へまずダムをつくりまして、山腹に治山を拡充するということになりまして、最初はそのダムだけできているというふうな場面が見られる場合もあつておられるけれども、全体は上まで関連をいたしておるといふことでもあります。

○岡本(隆)委員 私が考えるのに、これは事業費が一八%だ、しかしながら事業量は五八%よりできておらぬということは、結局金は使うのだが、山腹工事よりもむしろダム工事をやるためにみんなそれに金を使ってしまう。だから、結局ダム工事でも金を食ってしまつて山腹があまりやれない、こういうことのためにこういう事業量と事業費との間のひどいアンバランスが出てきておる。言いかえまして、治山事業というものは緑化に重点を置かなければいかぬ。緑化に重点を置かなければいかぬのを、緑化をサポートするだけのおおるといふところに農林省の治山事業の誤りがあるのじゃないか。治山と砂防とごっちゃにしてそれでどんどんとにかく溪流にダムをつくつておけ、そうしたら少くず減ってきたっていいわ、木はそのうちひとりでは生きてきよるわい、こういう考え方で農林省はおられるのではないか。私は別に建設省と農林省の間になら張りがどうというのじゃないのですか、しかしながら治山事業というものを統一した秩序のあるものにせぬといかぬと思うのです。とにかく山腹の緑化を担当しなければならぬ農林省が、緑化をサポートするダムづくり

にかかつておるといふようなことでは本来の使命をばくは達成しておらない、こういうふうに思いますので、これは農林省のほうでもやはり建設省と農林省との間の仕事の分野というものをよく話し合つて、あるいはできれば私はこういうものは一本化すべきであると思つてございしますが、この点になるとなかなかたいへんでございまして、そこまでのことを私は申し上げませんけれども、本来の自分の分野というものをよく守り、自分の使命というものをよく考えて緑化に対して農林省はもう少し積極的な姿勢をとつていただくようにお願いいたしておきたいと思つておる。せつかく来ていただいた文句を言つて悪いのですが、しかしゴルフ場をつくつて神戸の災害の原因になつたというふうなことが新聞に報道されたときには、もうちょっと林野庁のほうも恐縮して、やはりおれの指導が間違つておつた、これからはひとつつそういうことがないように努力したいというふうなことをあつさり最初から言うくらいのお気持ちを今後ひとつ持つていただくように、私はお願いしておきたいと思つておる。

それでは災害の問題はその程度にいたしました直接法案の内容の問題に入つていきたいのでございしますが……(発言する者あり)高橋英吉君から見てもおられます、それから私これをやりますともう二時間くらいかかると思つてございしますが、ちょっとここで休憩をしていただいで……(発言する者あり)ちょっと相談しよう。

これは近畿圏整備法の第十四条に基づいて保全立法が出てまいりました。これも私の期待を裏切ることはなほだしいのです。上田次長もよく御存じだと思つておる。あの第十四条の第三項というのですか、「保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。」これは近畿圏整備法の近郊整備区域あるいは開発区域ですね。市街地開発区域に關する法律が提案

されたときに、保全区域についてどういふふうにするかということも、法律的にきめぬということはいかぬじゃないかということ、そんな子法が出ておるときに、母法の修正をするというふうなことはあり得ぬといふふうな文句も出ておりました。しかしながら、あえてこういうふうな保全立法をすべきだといふ考え方を整備法の中に入れてもらった。保全区域になるということは、後進性を要求されることだ。後進性を要求されることは、地域の開発がおくれることだから、住民もたいへんいろいろな経済的な影響を受ける。それだけでなしに、自治体も非常に影響を受ける。だからその自治体に対して何らかの特別の補償措置を講じるべきではないかといふことを私が強く言つて、それがもとで、この第三項が修正文として入つたといふことは、次長よく御存じなはずで、そこが、そんなことと全然別のことばかりここには書いてある。そうでしょう。だから、こういうのが保全立法として出てくる限りは、なるほど特別保全地域も必要でしょう。緑地の特別保全地域といふものも必要でしょう。必要ならそれは入れていらいしやい。しかし、それと一緒に一番こういうことが必要なんだといふことで、あれだけ論議されたことがこの中に入つていないといふことは、けしからぬと思つておる。これはどういふことなんでしょうか。

○上田政府委員 お答え申し上げます。この十四条の三項に、良識ある先生方のお力でこの項を入れていただきました。まことにけっこうなありがたいことであると思つたのでございしますが、この項によりまして、私どもも保全区域といふものの選定を行つたわけでもございしますが、その保全区域の選定にあたりまして、近畿圏の均衡ある発展といふことを考えますと、地形上から見ましてどういふ必要である、妥当であるといふ地域を選ばしていただいたわけでもございまして、特にならぬ地域でございまして、先ほど

斜地、特に近畿圏は風化花こう岩の地帯が非常に多うございまして、その風化花こう岩の地帯が急傾斜をなして都市の周辺にある。それがまた非常にこわしやさいものであるから、それをこわして住宅をお建てになるということになるわけでございますが、そういう非常に急傾斜地の地帯、現在ではまだ樹林地になっておりまして非常に緑なす山はだをなしているこういう地点を選ばしていただいでやったものでございまして、後進地域と申しまして、地形上からも、地質上からも、現在ある状態を残していくのだからということでございまして、そういう意味におきまして将来開発ということをご考慮できないような地点を選ばしていただいたのがまず第一点。

それからその次に、そういう地域に対しては財政援助の対象とするという問題もいろいろあったわけでございますが、この財政援助というか、財政的にどういふふうにかかってくるか、いわゆる自治省の問題にもある程度関係してくるわけでございますが、これに対して地方交付税をどうするかというふうな問題がからんでくるわけでございますが、こういう面につきましては、自治省のほうでも、全国的のベースというか、首都圏の緑地もございまして、また中部圏の緑地もございまして、こういうものとかからんでお考えいただいでいくようにすべきではなからうか、こういうふうな観点から第二点でございます。

それから、こういう地点をつくりましたけれども、その周辺のつきましては、開発を大いにやっつけていこうというふうな観点に立って、近郊整備地域の建設計画というものを立てておりました。したがって、そういう面で大いに後進地域ではないようにももちろんしていかうわけでございますが、そういうことを考えて、自治体の問題につきましては後日の検討に譲ったわけでございます。○岡本(慶)委員 大体保全区域については四段階あるわけですか。それで、最初保全区域についての保全立法を出さなければならぬのを、出しにくかったから、古都保存法が出てきたんですよ。だ

から、近畿の中にも古都保存法によって保全される地域があります。その次に保全地域、それから特別保全地域と、近郊緑地保全地域と、この四段階に分かれておられますね。それで、四段階に分かれておられますから、いろいろの地域があります。あなたのおっしゃるような、傾斜地で、それはその地域の保全のためにむしろ開発しないほうがいいのだというふうな保全地域もあれば、国民のレクリエーションの場として保全すべきだというふうな保全地域もあるわけなんです。たとえていえば、例を廣沢の池の近くの京都の洛北にとりましますら、あそこは住宅地とされたら非常にいいところなんです。しかし、住宅地にされたら困るから昔のままに置きたいということで、廣沢の池のそばはもうこれは古都保存でやられておりますが、とにかく保全にされている。そうすると、そのところは、保全されて開発がうんとなから、これはいまの固定資産税は減免しませう、しかしその減免した分だけは財政補てんしませうというふうなことになるかと思っております。ところが、それに似たような地域は幾つもあります。固定資産税の不均一課税、地方税の不均一課税に対する補てんだけぐらゐらば、これはやはりその地域の発展を阻害されている場合、これはなかなかその都市の受けるべきところの財政欠陥——欠陥というよりも、将来入るべきものが入らないようになるといふ、そういうような損失というものは相当あると思っております。しかもそういう地域は観光地として道路も何も整備しなければならぬ。だから、そういう道路設備費とか、そういう面での特別の配慮というものが国からあるべきだ。とにかく京都だとかあるいは奈良とかいうところは、国民のためのレクリエーションの場、いわば庭先のようなものだ。だから、そういう庭先を整備するための費用ぐらゐは、かりにそれが都市計画道路であろうと、保全地域については、それに関連するところの道路は全部国で持とうというふうなぐらゐの費用の負担を国がしてもいいと思っておりますが、そういう点の配慮が私は非常に

欠けておると思う。建設大臣、私のいま言ったこと聞いていただきませう。無理からぬでせう、私の言うこと。だからそういう点、この立法にはそれが欠けておるといふことを申し上げておるんですが、大臣いかがお考えになりますか。○西村国務大臣 質問をよく聞いておつたんです。無理でないところもありませんけれども、無理なところもあります。大体こういう近畿圏整備というふうな法律をつくつたのは、やはり一般に、その経済圏が何か知りませぬけれども、ある圏内を開発したい。その開発の意味は、あらゆる点につきまして行なうわけです。全体のために保存をしていくところは保存していかうか、あるいは、開発していくところは開発していかうか。それで、岡本さんの言うところは、その一部分をとらえて、そこは保存されたら損じゃないか、こういうことを言うわけでございます。それはもつともなことでもございませぬけれども、しかしそれは全般的な大きな目から見ると、そういうところを保存することは、その圏内にやはりある利益をもたらすことにもなるかと思っております。したがって、これは極端なことを言つては困りますけれども、やはり多少のめんどうは見ざるべきものだ、私はこうは考えませぬけれども、それかといつて、その保存されておかなければ、これは、あちらにいろいろなものが入り、こちらにいろいろなものが入り、そして固定資産税も入るではないか、こういうふうなものも入るではないかというふうな議論は、これはどうかと盛んに考えておつたところでございます。したがって、これはやはり十分固定資産税にかわるものとか、あるいは市町村税にかわるものとか、地方交付税等の増額等によりまして、言われる意味のことはカバーしていきたい、こういう気持ちは十分あるわけでございます。

なたのおっしゃるとおりなんです。工業地域として発展させべきところ、あるいは、緑地帯としてあるいは風致地区としてみんなの觀賞用に残しておくべきところ、そういうところは必要なですね。だけれども、そういうふうな指定された地域を広く持つていくところ、たとえていえば大阪なんかは、もうまるまるしようと思えば開発できるのです。また、すでにされているのです。だから、そこに大きな工業が發展して、大阪といえ、これはいふんお台所は御裕福でございます。ところが、京都なんぞは内陸地帯で、工業地帯としての立地条件が悪いということももちろんありますが、しかしながら、やはり三方山に囲まれてそこに風致地区があつて、そういう地域についてはかりに、それはそういう地域でも軽工業を持ち込んで工場地帯にするのもできないことはない。しかしながら、そうするよりもむしろそういうところは、大阪、神戸の人が遊びに来る場として残しておけ、こういうことなんです。残しておけば、それはやはりその地域の人は、たとえば農業なんかはこのごろ引き合いません。そうすると、働きに行くにしても相当遠いところまで働きに行かなければならぬ。そこで住宅でも建てて宅地化することによって家賃収入でも得ようか、副収入でも得ようかといつても、もういまのなにでありませうから、古都保存法によるこの特別保全地域でありますから、もうそれはできないというふうなことで、土地の利用も自分で思うようにならぬということになると、非常にそこに住む人の個人的な収入も減りますが、同時にまた、京都市全体としても、そういう地域を広く持つておるといふことは財政的な影響を受けるわけなんです。しかもそこはみんな遊びに来るところだから、道路も整備しなければならぬし、あるいは公衆便所も置かなければならぬというふうなことで、やはりいろいろそういう経費が要るわけなんです。だから、そういう意味では、特別保全地域というものをある程度の範囲において持つような地域については、諸般の事情を勘案したところの

○岡本(慶)委員 これはこの整備法ができませんとにきいふん議論したので、同じような議論を蒸し返すのもどうかと思つておつたけれども、大臣、もう一つ御理解になつてないんです。それはあ

なたのおっしゃるとおりなんです。工業地域として発展させべきところ、あるいは、緑地帯としてあるいは風致地区としてみんなの觀賞用に残しておくべきところ、そういうところは必要なですね。だけれども、そういうふうな指定された地域を広く持つていくところ、たとえていえば大阪なんかは、もうまるまるしようと思えば開発できるのです。また、すでにされているのです。だから、そこに大きな工業が發展して、大阪といえ、これはいふんお台所は御裕福でございます。ところが、京都なんぞは内陸地帯で、工業地帯としての立地条件が悪いということももちろんありますが、しかしながら、やはり三方山に囲まれてそこに風致地区があつて、そういう地域についてはかりに、それはそういう地域でも軽工業を持ち込んで工場地帯にするのもできないことはない。しかしながら、そうするよりもむしろそういうところは、大阪、神戸の人が遊びに来る場として残しておけ、こういうことなんです。残しておけば、それはやはりその地域の人は、たとえば農業なんかはこのごろ引き合いません。そうすると、働きに行くにしても相当遠いところまで働きに行かなければならぬ。そこで住宅でも建てて宅地化することによって家賃収入でも得ようか、副収入でも得ようかといつても、もういまのなにでありませうから、古都保存法によるこの特別保全地域でありますから、もうそれはできないというふうなことで、土地の利用も自分で思うようにならぬということになると、非常にそこに住む人の個人的な収入も減りますが、同時にまた、京都市全体としても、そういう地域を広く持つておるといふことは財政的な影響を受けるわけなんです。しかもそこはみんな遊びに来るところだから、道路も整備しなければならぬし、あるいは公衆便所も置かなければならぬというふうなことで、やはりいろいろそういう経費が要るわけなんです。だから、そういう意味では、特別保全地域というものをある程度の範囲において持つような地域については、諸般の事情を勘案したところの

財政援助というものが、固なりその地域全体からあるべきでないか。とにかくその地域のみんなの利益のために後進性を要求されているわけだ。だから、それらの人から、それらの保全地域の保全に対するいろいろな費用ぐらいいは、京都市なら京都市の自治体で持たず、そういうふうな配慮があるべきではないかというのを言っているわけだ。これらもういふんこの前の議論で、その結果保全立法をつくらなければならぬということが入ったのです。その議論の結果入っているんです。そういう議論を前提にして、それで修正されたんです。修正されて、一番どういう理由でこの修正が行なわれたかという根本の理由、それを全然無視してこの保全立法が出てきているということに間違いがあるということとを私は申し上げているわけだ。修正されたことの根本精神を忘れたところのこれは保全立法が出てきているところに私は非常に残念だということを申し上げておるのです。

○上田政府委員 この保全区域でござりますが、それでいま先生がおっしゃったように、保全区域にも、そういう観光に関する計画に対する経費が要るではないかというお話でござりますが、こういうことにつきまして、実は保全区域全体の整備計画というものをまず立ててもらいたいというふうに考えております。その保全計画というものがどの程度のものになるか。これは府県知事さんが立てていただいで、そして内閣総理大臣が承認するという形になっておりますが、そういうことを見まして、非常に過重負担になるというふうなことでござりますと、また財政的な面はお願いをしなければいけないようなことになるかも知れませんが、現在におきましては、まだそれほどでもないのではないかと。むしろその保全区域に至る道路、そういうもののほうにまず重点を置いて整備をしていくべきではないかと、こういうふうな考え方に立っておるわけでございます。

○岡本委員 これはもうこれ以上追及しても

歯車が合わぬのですから、またの機会にいたしますが、私はいまその程度の考え方で是非常な不満を持たざるを得ないので。

そこで議論を進めていきまして、保全地域の整備に必要な十八条であります。施設の整備をやるという、その施設ですが、どういうようなものを考えておられるのか。またそれに必要な資金をどういふ方法によるのかということをお答え願いたいと思っております。

○上田政府委員 この十八条の「施設の整備の促進及び資金のあっせん」ということでござりますが、この施設につきましてはいろいろの地区によって違うわけでございます。第四条で保全区域の整備計画というものを立ててもらおうわけですが、その計画に文化財の保存、緑地の保全、観光資源の保全、開発、そういうものに必要な道路であるとか、いろいろなものが出てくるわけでございますが、そういうものの促進をやってもらうということと、それから駐車場なんかもおつくりになるだろうし、あるいはまた観光地におきましては、いろいろの宿泊の施設というふうなものも必要になってくると思うわけでございます。そういうものに對して、民間の資金のあっせんというふうなこともやらなければいけないだろう、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

○岡本委員 そうすると、その施設の整備をやるのは、これは公的機関がやることになりませぬ。これは民間の資金のあっせんまで、この中に入っておるのですか。

○上田政府委員 民間の事業等につきましても考えておるわけでございます。

○岡本委員 まあ、道路であるとか、駐車場であるとか、公園の施設というふうなものは、もちろん対象に入っていると思うのです。例を京都で申しますと、金閣寺、銀閣寺、あるいは北山、八瀬、大原の方面ですね。これは古都保存法によるところの保全地域です。ところがそういうところへ観光バスがどんどん参ります。もう大阪、神

戸、名古屋方面からどんどん観光バスが連なっております。だからもう非常な交通麻痺が起こるのです。そのために京都は都市計画道路をどんどん整備しなければならぬということになってくるわけです。そうすると、そういうふうな道路の整備に必要な資金というものは、都市計画であつたら補助率はたしか二分の一であつたと思つて、ただそれだけなのか。あるいはこの施設の整備等に必要資金のあっせん、この中に一体どういふふうな措置が考えられているのか。近畿圏だけになしに古都保存法も含めて、それはそういうふうな施設としての道路ですね。これはもう古都保存法に言うところの観光施設として快適に見ていただく、古い歴史的な建造物を見ていただくのに必要な施設の整備でござりますが、それについて何か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 たいま岡本先生から具体的の例をもつて御質問がございましたので、具体的に御答え申し上げます。

まず京都のお話が出ましたので、京都に例をとって申し上げます。

いまの観光地というものが、大体京都は外郭にずっとござります。金閣寺にいたしまして、銀閣寺にいたしまして、そこに参ります。バスが、大体現在は市内に一応入りまして、そして、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰るといふような状態になって、非常に市内がいっぱいになっていくというふうなことでござります。したがって、いま府と市のほうと両方寄りまして外郭線、外郭環状といったようなものの一応考えております。そういうふうなものを一つ一つ考えております。そういうふうなものにつ

きまして、私のほうとしては保全区域そのものよりも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そういうものの方に重点があるというふうなふうに思われるわけでございます。それにつきましては、例の近郊整備区域の財政援助というふうなものを考えて、それが当てるようになるものにつつきましては、財政援助をしていく。そういう計画については大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、こういうふうな考え方をしております。

○岡本委員 そうしますと道路局長にお尋ねいたしますが、京都の都市計画道路をつくり出す場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジから分かれてどんどん多くのバスが入ってまいります。これは京都の都市自体が、産業のためというよりも、やはり日本の全国民のレクリエーションの場としての京都ということをやつて来るわけでございますが、そのために非常に車がふくそうする。その整備を京都市として、他の都市と同じような財政負担の中でやっていくのでは、なかなか京都市もこれはしんどいわけですね。だからそういう点で格段の配慮を現在のどの程度行なわれているのか。また将来、どの程度にやっていくのかという点で何か建設省として方針がすでにおありでござりますか。

○養輪政府委員 たいまの御質問の京都の周辺及び市内の道路整備に当たります場合の特別の財政上の措置、道路の負担なり、補助事業についての財政措置というものは、いまのところはまだ具体化されておりません。やはり一般の府県と同じような、国道なら四分の三、地方道なら三分の二というふうな率で改良工事を行なつておる次第でござります。

○上田政府委員 ちょっと補足してお答え申し上げます。

いま道路局長が申しましたのは、道路面から見たものでござりますが、結局京都市にどれだけの負担がかかるか、京都府にどれだけの負担がかかるか、京都の一部分の保全だけではなくて、近郊整備区域の中の整備計画、いわゆる建設計画でござりますが、その建設計画において、全国に比べてある一定以上の多くの仕事をおやりになった場合においては、そのものに対して財政援助があるように、昨年の六月国会でござりました。自治省のほうでやっていたいただきました法律がござります。それによって財政援助が加えられる、市に對しては補助率の加算、府県に對しては利子補

給、それから起債の充当率のかさ上げ、こういうことが行なわれるわけでございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、それは建設省と無関係に自治省からくる、こういうことですか。

○上田政府委員 この法律は、大蔵省に對しましては一年おかれてかかってくるわけでございます。したがって、それは一年おくれまして建設省のほうへいく、新産、工特と同じようなルールになるわけでございます。

○岡本(隆)委員 古都保存法で、昨年の予算が二億であり、ことしの予算は五億ついであります。その配分はどうなっておるのでございませうか。京都市では昨年の二億をどう使っていますか。

○上田政府委員 歴史的風土のほうの関係は、建設省に予算がついておきますので、建設省の都市局でないとおぼしかりませんが、現在の進捗状況といたしましては、まだ買上げのやつがあまり出てきておりませんので、昨年の暮れにおきまして、ようやく都市計画の設定を行ないまして、そうして特別区域がきまってきたわけでございます。京都におきましては不許可処分になりましたのがまだ六件でございます。それで買上げをするかどうか、いま相談にきておられるのが実情でございます。また実際に発動をいたしております。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○上田政府委員 歴史的風土というものは、文化財の保護法がございまして、文化財そのものは文化財保護法でやっていたら、歴史的風土のほうは、文化財を除いた周辺の歴史的風土を保存する、こういうふうに分けて考えております。

○岡本(隆)委員 たとえば平安神宮ですが、平安神宮が保全地域の対象になっておられるのかおられないのか、先日平安神宮で親戚の者が結婚式をあげまして、平安神宮の池のそばで写真をとりました。平安神宮の庭は東山が借景になっておるのです。だから、平安神宮の庭に森がありますが、その森の向こうにずっと東山が借景になって、一つの美観になっておるわけですか。ところがその間へ旅館やらいろいろのものがよきにょぎと、四角い真っ白い近代建築物が頭を出してきておる。そうすると、もう平安神宮の庭は、いわばつやけしです。それから修学院の離宮も松ヶ崎の山の背景です。これももうあなたも行かれたし、大臣も修学院の離宮はごらんになって御存じです。西の山が借景になって、一つの自然的景観ができておるわけですか。ところがあそこ例の宝池のあの松ヶ崎の山の上に国際会議場を建てようという計画がつくったら、もう修学院の離宮はだめになりますよと言ったことがある。それがあつてかあらぬか知らぬが、山の下におきまして、現在の国際会議場ができておりました。したがって京都全体として考えていくときに、やはり京都の庭の特質というもの、借景というものが非常に重要視されておつて、その借景の上に立って庭園づくりをやっている。京都のどこの庭園でも大体そうです。周囲に山が迫ったところにある庭ということから、勢いそういう形が出てきておるわけですか。ところが、そういうふうなことになるわけですか、そういう地域の保存は、やはり借景のものをも保全しなければならぬことになる。そこで修学院の離宮や八瀬、大原のようになるとは、もちろん保全地域になっておりますが、問題になってくるのは、京都御所をどうするかということですか。これを古都保存法によるおの保全すべきものと考えるのか考えないのか。あるいは東西本願寺、二条城、こういったものは歴史的建造物です。二

条城なんか旧桃山城の本丸ですからね。それは日本の桃山文化をそのまま保存したところの貴重な建築物です。そして、それと一緒に全体としての京都の歴史的風土を保存するところの建物ということにもなっていると思つておるのです。そこで、ああいう建物を保存するのにはどうするかということですが、何もいまは方針がないと思つておるのです。たとえば二条城の真横に国際ホテルが建ちました。そして国際ホテルが一つ建っている範囲なら、これはさほどの大きなあれはないと思つておるのです。また国際ホテルの九階から二条城を見ますと、それはきれいです。そして西山の風景も、双ヶ岡も見えますし、それは西山の風景はきれいです。しかしそれが国際ホテルから見た二条城のまた反対側に国際ホテルのような大きな建造物が建ったら、もうその風景はぶつこられる。御所にいたしまして、御所の南側に、二、三百メートル離れたところに京都新聞社の本社も建っておりますし、また京都府の勤労会館の建物が建ちました。その上から見た京都御所と、さらにそれにつながる北山風景というものは見とれるほど美しいのです。しかしながら今度、また北側、東側にどんどんそういうふうな大きな建造物が建つていったとするなら、もうすつかりぶつこられると思つておるのです。だからやっぱり、京都御所にいたしまして二条城にいたしまして市内のまん中にありますが、その持つところの風景、美観というものは、古都と称する限りは何らかの形で保全したいと思つておるのです。その横で、その周辺で建築規制が何もないということになってまいりますと、これはもう将来すつかり壁に囲まれた京都御所になる、壁に囲まれたところの二条城になってしまふ、こういうふうな思つておるのです。そういう点、ある程度私はそういう歴史的建築物の周辺におけるこの建築規制というものは必要であると思つておるが、大臣はいかがお考えになりますか。

○岡本(隆)委員 歴史的風土というものは、文化財の保護法がございまして、文化財そのものは文化財保護法でやっていたら、歴史的風土のほうは、文化財を除いた周辺の歴史的風土を保存する、こういうふうに分けて考えております。

○岡本(隆)委員 たとえば平安神宮ですが、平安神宮が保全地域の対象になっておられるのかおられないのか、先日平安神宮で親戚の者が結婚式をあげまして、平安神宮の池のそばで写真をとりました。平安神宮の庭は東山が借景になっておるのです。だから、平安神宮の庭に森がありますが、その森の向こうにずっと東山が借景になって、一つの美観になっておるわけですか。ところがその間へ旅館やらいろいろのものがよきにょぎと、四角い真っ白い近代建築物が頭を出してきておる。そうすると、もう平安神宮の庭は、いわばつやけしです。それから修学院の離宮も松ヶ崎の山の背景です。これももうあなたも行かれたし、大臣も修学院の離宮はごらんになって御存じです。西の山が借景になって、一つの自然的景観ができておるわけですか。ところがあそこ例の宝池のあの松ヶ崎の山の上に国際会議場を建てようという計画がつくったら、もう修学院の離宮はだめになりますよと言ったことがある。それがあつてかあらぬか知らぬが、山の下におきまして、現在の国際会議場ができておりました。したがって京都全体として考えていくときに、やはり京都の庭の特質というもの、借景というものが非常に重要視されておつて、その借景の上に立って庭園づくりをやっている。京都のどこの庭園でも大体そうです。周囲に山が迫ったところにある庭ということから、勢いそういう形が出てきておるわけですか。ところが、そういうふうなことになるわけですか、そういう地域の保存は、やはり借景のものをも保全しなければならぬことになる。そこで修学院の離宮や八瀬、大原のようになるとは、もちろん保全地域になっておりますが、問題になってくるのは、京都御所をどうするかということですか。これを古都保存法によるおの保全すべきものと考えるのか考えないのか。あるいは東西本願寺、二条城、こういったものは歴史的建造物です。二

でありまして、それらの地区において必要なところがあつたらひとつ買上げたというところで、あちらこちら選考したわけでございますが、法律ができて間もなくのことでございますし、そこまできなかつたのでございませう。いまはつきり覚えませんが、その古都保存法についておる二億円の金はそれぞれ出ておるようでございます。あちらこちら。一カ所じやございませぬ。いまお話しは、この古都保存法によりまして京都全体についての保存をしたいということを考える場合には、この法律の対象ではまずできないと思つておるのです。あなたが言うような、京都全体の、しかも借景を考へての建物まで考へなければならぬということになるなら、この法律ではできないのではないかと。やはり他の建築基準法とかにかの法律をまけて対処しなければ、古都保存法をもって対処することはできないのではないかとと思つておる。しかし非常に重要でございますので、一部分の地区を保存するということもさることながら、やはり全体としてのそれにも目を注がなければなりません。それらの問題はやはり建築基準法の観点から規制をしていくのが適当じゃないかと思つておるけれども、検討をいたしたい、かように考へます。

○岡本(隆)委員 まあ建築基準法におけるところの用途地域というふうな形における規制のしかたもあるかもしれません。しかしながら建築基準法の場合に、そうした古都保存法の精神を取り入れた規制のしかたというふうなもの、いづれこれはもう都市計画法ができましたら基準法は当然改正しなければならぬと思つておるから、そういうときには、これはやっぱり古都保存法とか基準法とかいふふうなものをコンビにした、あるいは古都保存法でそういうことができるように考へてもいいんじゃないか。ことに二条城とかあるいは京都御所とかいふ代表的なもの、そして当然保存すべきものについては、これは審議会がいろいろきめるのでありましようが、しかし私は、建設大臣としてそういうものについての一定の見解なり

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

○岡本(隆)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして、一条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こういうことになっておりました。重要な文化財を保存するというだけでは、古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒でなければいぬわけですか、歴史的風土ということになります。

見識を持っていただくことが必要でないか、やっぱり審議会にそういうことをあなたの方も諮問して見ていただくことも必要ではないかと思ふのです。それは、京都御所から大文字山——大文字山というのは京都でも有名な、盆の十六日の大文字の点火ですね。京都でも有名な行事の一つですね。その大文字というのは京都御所の清涼殿、大宮御所かどこか知りませんが、京都御所から大文字を見るのが正面になっているのです。昔、陛下に大文字を見ていただいたといわれたものなんです。だけれども、その大文字と京都御所との中間に高い超高层ビルが建ってしまったら、そういうふうな大文字というもののいわれそのものが破壊されますね。こわされます。だから、そういう意味では、京都市なんか、そういう御所周辺においてはある程度の建築規制というものがあるべきであり、それは、やはりそれはそういう歴史的建造物を保存するというたてまえからのものでありますから、建築基準法によつて規制するよりも古都保存法によつて規制することのほうが私は正しいと思ふますね。御所を古都保存法によつてどうこうするということなことが、これは保守的な人の考え方にあるいはびびったりしないということがあるかもしれませんが、しかし私は、そういう考え方に立つて、京都市内の歴史的建造物は保存されるべきだ、こういう考え方を持つのです。

そのことが私は東京についても言えると思ふのです。ちょうどこの問題をあなたにお尋ねをしようと思つていたやさきに、きょうの新聞で大きく取り上げられておりましたが、これは毎日新聞です。「皇居周辺の超高层ビル」そして「美観」から、いまや「法論争」と、美観論争から法論争に移つてきたというふうなことをきょうは取り上げておられますが、宮城のそばの丸ノ内に東京海上が三十階建ての超高层ビルを建てようとしておる。東京都がそれにストップをかけて、それが問題になつておるといふことではあります。私は、こういう問題について、もう建設省が一定の見解をお持ちになつてもいいのではないかと思ふのです。

首都圏整備法があります。首都圏整備法の中に近郊緑地がございます。なるほどそれは皇居は皇居であつて緑地でない。近郊緑地でない。どまん中の緑地ですから、近郊緑地でございませぬ。しかしながら、どまん中の緑地は保全しようとしなくとも、これは皇室財産として保全されております。しかしながら、せつかく保全されておる、皇室財産であるところのそういう緑地が、心ない人の手によつて破壊されるということ、これはやはり惜しいと思ふのです。それはなるほど一本だけ鉛筆のビルが丸の内建つたとしても、それはそなたに美観をそこねるといふこともないでしょう。しかしながら、この報道を見ますと、帝國ホテルがそれをやろうといつておる。それから八幡製鉄、住友商事、大洋漁業、三和銀行、三井物産、興業銀行、AIU、それらが、みんなこういう超高层ビルを建てたい、こう言い出してきておる。そうすると、それだけでも八社、東京海上を合わせますと九社になります。九社が、あの周辺に、これから、おれのところも、おれのところも、ということ、皇居を取り巻いて三十階建ての超高层ビルがある辺一帯にずつと建ち並んだら、いよいよ皇居というもののイメージは一体どないになるのか。

あれも、やはり徳川三百年の、日本の政治経済の中心地だったので。そして千代田の森として、また千代田城として、これは何といつても、現在も、明治時代も、国民のある一つの象徴的な存在だつた建物です。歴史的建造物であるということに違ひありません。これから後、三百年、五百年たちましたら、ますますそれが、明治維新があり、日本にヨーロッパの文明開化が入つてきたという時代を象徴し、その時代の政治経済の中心地であつた宮城として、これは私はやはり非常な歴史的建造物になると思ふます。また、ヨーロッパの宮城と日本の宮城との違いというものも、みんなこれはかなり違つた印象を持つようなたたずまいで殿として存在するわけなので。だから、これはやはり保全すべきだと私は思ふのです。民族の遺産として保全すべきだと思ふのです。だからそういう意味では、この周辺に競争をして、鉛筆のような、あるいは煙突のような感じのビルが立ち並ぶというふうなことになるか。許すというところは次に許すということですから、そういう意味では、これは論争点は建築基準法の問題や、あるいは容積地区で容積があるから足らぬとか足るとか、二つビルを一緒にして一つの敷地と考へたら、容積はそれで十分だ、片一方は一つ一つ別々に計算するから足らぬのだというふうな、こんなことで、それがいいとか悪いとかという問題でなしに、やはり京都でいうところの歴史的建造物、東京でいう歴史的建造物という観点からこの問題を処理すべきであつて、建設大臣もここで一つの見解を明らかにされ、必要とあらば法律的な規制も加えて、自由はどこへでもどんな建物でも建てていいんだというふうな解釈は、建築物を建てたいという人にも、建てていいという人にもそういう考え方に規制を加えられてもいいと思ふのですが、いかがですか。

○西村國務大臣 私には美観の点についてはまことに鈍感なものです。しかし、あなたがいまおっしゃつたような、歴史的なものをあらゆる角度から残していこうじゃないか、京都の例もとられましたように、それから、いままた宮城の前のビルもとられました。そういうことについては、やはり非常に責任のある立場でございませぬ。したがって、今後十分検討したいと思ふます。ただ、いま新聞に載つて論争しておる問題には非常にデリケートな問題でございまして、東京都の建築審査会において審査をいたしておるのでございませぬから、その問題については私は言及をすることには避けたいと思ふますが、やはりあの問題も美観の問題から転じて法律の問題になり、今後またそれがどういふ問題に転じていくかわからぬやうな問題でございませぬけれども、岡本さんの言われる御趣旨は、歴史的なものは広い範囲で守つていこうじゃないか、こういうことではあります。それに対処するためには、いわゆる古都保存法の法律に基づいて対処するか、しかしこれでもって対処しますと、この法律が非常にぼけるわけですが、したがって、他の法律をもつてこれに対処するか、建設省としてもこの辺でやはり十分考へなければならぬということだけは痛感をいたしておるものでございませぬ。

○岡本(陸)委員 私は、そういう歴史的な建物を保全するという意味と、別な意味から必要だと思ふのです。たとえば、そこへKMビルが建ちます。一万人の昼間人口を収容する、こういうことであつて、そういうことを、いまでも国会議事堂前の地下鉄の駅では、八時から九時にかけてたいへんな混雑です。あそこへまたKMビルができれば、これは一そうひどくなつてくると思ふのです。丸ノ内だつて、丸ビル、新丸ビル、いろいろなものがかくさん建つたことによつて、東京駅の混雑もひどい。そういうふうな都心部に、過密の上にもさらに過密状況をつくらせて、夜間人口はもうゼロにひとしくなつて、昼間人口ばかりというふうなものをつくり上げていく。そういうふうなことで、今度また東京海上の超高层ビルで、さらにそれを激化していけば、それが幾つまでできいくということになれば、都心の過密がさらにひどくなりませぬ。だからそれを防止するという意味においては、都心における建築規制というものは私は必要だと思ふのです。

るとか、やはり保全されるべきものが相当あるのです。いま不忍池あたりもずいぶん変わってしまつて、昔の面影が全然ないと思つておりますが、しかし、これからでも保全すべきところを、できましたら保全するという努力をすべきでないか。だから、そういう意味では、この東京都にも、首都圏整備法を改正することの中から保全地域をつくっていくということをやっていたらどうかと思つておりますが、建設大臣のお考えを承りたいと思つております。

○西村国務大臣 首都圏の整備にしても、近畿圏にしましても、中部圏にしましても、法律の発足の歴史が、主としてやはり経済上の問題あるいは人口の問題からきておるので、そういういままなことが言われたようなことが中心でなかつたと思つております。しかしながら、それはやってくらなけりましてやはり保存区域というものはつくらなければならぬ。そうしますと、いま言ったとおり、保存区域をさらに煮詰めてみますと、やはり最も特別なところというものはまたあるわけでございます。それから、将来この法律の中に織り込んでいくことが適当であれば、これは改正をして、いままうようなものを守っていききたい、かように考える次第でございます。

○岡本(隆)委員 まだもう少しお尋ねしたいことがありますが、きょうは皆さん昼食抜きでございますから、この程度で、またこの次に一般質問の形で、お尋ねし足りないところは質問させていただきます。この程度で打ち切りませう。

○森下委員長 吉田之久君。
○吉田(之)委員 私は、ただいま議題になつております近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思つております。特に時間が十分に制限されておりますので、能率よく質問も運びたいと思つております。答弁のほうも、ひとつそのつもりで御答弁をお願いいたします。

まず、初めに大臣にお伺いいたします。
先ほどの岡本委員の御質問を傾聴いたしてお

りましたが、確かに私もこの法案につきまして特に問題があると思つております。この法案の目的は、文化財の保存、緑地の保全、観光資源の保全、開発、こういう三つがうたわれております。しかしながら、その内容には、緑地の保全だけしかほとんど書かれていない。いわば看板に偽りがあるのではないか。むしろこれははっきりと緑地保全法と呼ぶべきではないか。しかし現実には当該地区である奈良においても京都においても古文化財を多くかかえ、また古都保存法の適用を受け、そしてまた今度の保全法の当該地区になつてい

るところでは、あまりにも法律の数が多過ぎてどうにもならない。それだけの法律がもつと一元化されないものか、執行上非常に困惑している状態でありませう。そこで大臣、この法律はこういう趣旨で内容は緑地保全一本にしほられた法律のようでございますけれども、ひとつ今後いろいろな関係法律を一元化してその執行を容易ならしむる御意図はないものかどうか、お伺いいたします。

○西村国務大臣 このもとになる法律をききましたときに、この法律の中にこういうものは別に法律をもつて定める、こういうものはまた別に法律をもつて定めるといふ、三カ条の法律をもつて定めるといふ事項があるわけですね。それと、とりもなおさず近畿圏に例をとつて言いますれば、近畿圏の法律これは近畿圏内においての相互援助のもとに開発をはかるうじやないかといつてスタートしたのです。その中でどういふふうにしたらいいかというめどは、おそろくまだこの法律のときにつかかなかつたと思つてございませう。したがいまして、また法律から法律といふふう非常にたくさん法律を出すことになつて、私自身がよくわからないのです。たくさん法律がこれにあるのです。どういふ関連でなるか、よく読んでみませうと、やはり法律で定めることになつていふのです。したがいまして、いままあなたがおっしゃいましたように、一応法律が出そろつたらひとつこれを整理してみたいといふことを考えておる次第でございます。

○吉田(之)委員 わかりました。将来そういう方針で臨んでいただくことといたしまして、いま問題になつておりますこの法律案の内容そのものについて少し御質問を続けてまいります。
まず、この法律案の三条には、保全区域の指定があつたとき関係知事は近畿圏整備法第八条に規定する基本整備計画に基づき保全区域整備計画を作成し、総理大臣に承認を申請しなければならぬといふふうに書かれてございませう。現に奈良県などの場合には、すでに近畿圏整備法に基づくところのいろいろな保存の方法、その整備計画を樹立いたしております。私がいま手元に持つておりますのは、昭和四十一年十二月に策定いたしました奈良地区の近郊整備区域建設計画でございますが、この冒頭にも近畿圏整備法に基づく基本整備計画に対応しつこの計画を策定したといふふうに書いてございませう。したがつて、おそろくいま問題になつております法案が正式に法律として成立いたしましたならば、この種の基本計画が各府県から国のほうに承認を求めべく申請されるということになるだらうと思つております。実はいま奈良県のほうで考えております緑地保全の面積でございますけれども、この資料によりましても、保全すべき緑地を二万三千二百九十一ヘクタールと計画を立てております。先ほど御答弁の中に、公明党の北側委員に対して近畿圏の全面積の一三〇％を保全して、その七分の一を緑地という意味で保全したいといふことを次長は申し述べられました。そのお考え方と、いま試みに申し上げておりますこの奈良県の緑地保全計画と申しますか、大体構想において合致するものかどうか、お伺いをいたします。

○上田政府委員 ただいまの御質問の近郊緑地の考え方でございませうが、近郊緑地と申しますのは、既成都市区域の周辺にある緑地という考え方でございませう。したがいまして、奈良県におきましては既成都市区域はございませぬので、結局阪神間と京都、こういう地域が現在では近畿圏では既成都市区域になつております。その周辺でござ

いますので、近郊整備区域の中にはなるわけでございます。したがいまして、奈良県において近郊緑地と考えておりますのは生駒山それから入れますれば矢田、斑鳩区域といふのがございませうが、それを入れるかどうか、その辺のところでございます。比率と申しますと、先ほど申しました比率は近畿圏全体の、たとえば福井県も入り三重県も入った区域についての比率を申し上げましたので、奈良県におきましてはそういう地域が該当するといふことになるわけでございます。

○吉田(之)委員 いま御説明の金剛、生駒区域、それから矢田、斑鳩区域でございます。その区域に例をとりましても相当な面積になります。いまここでちょっとそろばんを入れてみるわけにはいきませぬけれども、矢田区域は大和郡山市に入りますが、その緑地が四百八十八ヘクタール、それから生駒町で千九百八十四ヘクタール、その他当該地域それぞれを算出いたしますと相当な面積になります。ところでいま次長がお答えになつたこの金剛、生駒区域あるいは矢田、斑鳩区域、いずれも完全に保存しなければならぬ緑地区域であると思つてございませぬ、この区域内においてすでに相当侵食されているという現状でございますが、その状態について御存じですか。

○上田政府委員 部分的にはあとで調べればわかりますが、全体といたしましては、特別地域にしたいと思つて調べてみたところにつきまして大体三分の一くらいはすでに変貌をする届け出が出ております。そして工事に着手しておられるような状態になつております。
○吉田(之)委員 現にそういう侵食作用と申しますか、住宅化されたりいろいろな施設に変わつてきておるわけでございますが、こういう現状の地域は今度の法案で特別に保存すべき緑地として考えておられる場所なのかどうか。
○上田政府委員 現在荒廃をしております地域は近郊特別保全地域にはいたさないように考えております。
○吉田(之)委員 しかれば具体的に近郊緑地の特

別保存地域として奈良県で今後範囲を定めようとする区域並びに面積の概要について、どの程度の御計画を持っておられるか。

○上田政府委員 奈良県についてお話が出ましたが、この近郊緑地保全区域と申しますのは六甲山と北摂とそれから生駒山と矢田、斑鳩を入れるかどうかでございしますが、そのほか和泉、葛城、そのような区域を考慮しております。その特別地域というのは侵食の非常にはなほだしい部分について、それに接した樹林地を考慮していきたい、こういうふうに考えております。したがって、六甲山で申し上げますと南斜面、それから生駒山で申し上げますと西斜面がおもてでございます。それから道路に沿った地域で非常に侵食がはなほだしいところ、そういったようなところを大体特別地域に指定したどうか、こういうふうに考えております。

○吉田(一)委員 いまお話が出ました、これです。色がちょっと遠くに見にくいでしょうが、この色の部分ですね。現にどんなに侵食されている地域なんですか。いまお話しのとおり、生駒山ろくなんです。すでに非常に問題があると思うのです。しかも政府のほうは非常にのんびりと、これから場所をきめてやっていくんだ。いまもなかなか詳しくはその面積等についてはお話しになりません。特に何おうとは思いませんけれども、しかしながら、はたして現在政府が補助金として出そうとしている本年度の二億円の予算で、たとえばこの奈良県の一地域だけを見ても、緑地として保全し得る状態にあるのかどうか。具体的にどのようなお考えになっておりますか。

○上田政府委員 先ほど御質問がございましたが、答えを申し上げたのですが、ことしの予算につきましては、この指定をやりまして、そして特別区域なんかの都市計画としての決定を行なってもらうというふうなことの手續がございしますので、相当長時間を要する。これは古都の法律の場合もそうでございまして、首都圏の場合の近郊緑地の場合もやはり十二月近くまでかかっておりますので、そのぐらいいはかかるのではなからうか。それから、結局法律が働かなくなると、いろいろな申請が出てくることになりまして、予算は今年度としてはそう使えないのじやなからうか、こういう考え方でございまして。

○吉田(二)委員 よくわかりました。本年度はきわめて暫定的な出発の年度であるからという御趣旨のようでございますが、それじゃ今後、来年、再来年、いわゆる平年度においてはどの程度の予算をもくろもうとしておられるか。

○上田政府委員 これにつきましましては、またこの申請のぐあいいいものを見ていかなければいけないわけでございますが、古都の法律の場合におきましても、現状出てきておりますのが、先ほど申し上げましたように、まだ昨年の二億が使われてなかつたと思えますが、そういうような状態でございます。そういう古都の法律の使用状況とかあるいはまた首都圏の近郊緑地の状況は違いますが、そういう問題であるとか近畿圏のことしの年度末の状況とかそういうものを考えて、本年度はすでに予算要求はいたしますが、大蔵省のほうと十分な折衝をいたしたい、こういうふうに考えております。

○吉田(三)委員 緑地の特別保全地区ですね、これは事実上買い上げる以外に最後の手段はないと思うのです。緑地といえども、そんなにかけ離れたへんびな山奥ではございませぬ。観光客が出入りをし、そしてまたその近郊と相まって緑を添える、そういう場所でございますから、先ほど申し上げましたように、現にもう開発されかかっておる。すぐに手の届くところでございます。この辺の緑地を買い上げる場合に、一体どのくらいの単価で買い上げるものとお考えなのか。これはケース・バイ・ケースでずいぶん事情は違うと思えます。しかしながら、政府としてはこういう問題に対処していく場合には、一定の腹がまえがなければなりません。たとえば、大体どの辺のワックの中で買い得ると考えてこの法案と取り組もうとしておるのか。

○上田政府委員 現在この近郊緑地に考えております地域は、樹林地以外のところはちょっと困るわけでございますので、大体樹林地と考えておるわけでございます。いまお持ちになっておられる方は、植林をやってそのほうから利益をお上げになつておられるというのでございます。したがって、その状態を変えて何かおやりにならうとするときは、買い上げをお申し出にならうとするのはなからうか、こういうふうにご考慮していただくべきでございます。

それではその単価でございますが、買い上げます場合におきましては、その場所によって近傍類似の地価をとるわけでございますが、そういうことになりまして、だいたいいろいろ変化があるのではなからうか。たとえば、和泉、葛城あたりになりますと、いまのところはまだその辺は住宅もあまりきておりませんので、値段も非常に安い。六甲山のところになりますと、もう家が全部詰まっておりますので、相当は上がつてきておる。したがってそういうところは非常に高い。こういうふうなことになるので、単価につきましてはちょっといまのところ、奈良県は幾らに見ているかと申しますと、申し上げかねるのでありますが、全体としては三、四千万程度を考慮しております。

○吉田(四)委員 格差が相当出てくると思うのです。格差の幅ということについても、いまから相検討されておかなければなりません。またこれは、たとえば三、四千万程度で買い上げることができるとか非常に問題の地域が出てまいると思っています。年を追うごとにそういう単価が上がってくるということも考えなければなりません。したがって、ただ法律ができたからこれで緑地は守れるだろうというふうな問題ではないと思うのです。問題は、いかに、それを完全に守るために相当の予算を国が用意するかということに尽きると思っています。

もう一つは、補助率の問題です。首都圏の場合には、昨年あたりまで緑地の特別地域の買い上げについては、その補助率は五分の四であったと聞いております。何で今度近畿の場合、それが三分の二であるのか、その辺の経緯を御説明いただきたい。

○上田政府委員 首都圏は確かに昨年は五分の四でございまして、古都の歴史的風土の買い上げの場合と同じ補助率になっておったわけでございます。今年度から首都圏も近畿圏も、近郊緑地につきましましては三分の二というふうになりましたのでございまして、その差別がつけられたのは、歴史的風土というのは、これは全国法でございまして、全国民がそれを非常に望んでおりまして、それを残してやらうということに対して非常に熱望してきておるから、地元に比べては、先ほど岡本先生からちょっとお話があったように、これはなるべく国のほうで全国的に考えてもらいたいというふうな観点がありますし、近郊緑地になりますと、近畿圏の周辺のほうにやられる程度利益を受けられる、そこに住んでおられる方、大阪府なら大阪府というものが受ける利益というものは古都の場合よりも幾ぶん大きいのではなからうか、そういうふうなところから差がつきまして、三分の二と五分の四、こういうことになったと思っております。

○吉田(五)委員 大臣にお伺いいたします。いまお聞きのとおり、この問題は今後決意を要する問題ではないか。まず、土地の単価の問題が非常に問題になります。それから申請してくる面積も相当膨大なものになると思うのです。飛び飛びに保存したって、それは何の意味も持ちませんので、相当広範囲にわたって広範囲に指定して申請してくることを考えられます。

そこで私は、大臣にお伺いを申し上げます。緑地保全というものは相当な経費を伴うものでございまして、一たんやりかければ途中でやめることはできないと思うのです。保存したいが、金がないからそれはこわしてくださいというわけにはいかない。一たん守りかければ、守るべき地域は完全に守らなければいけない。し

たがって、初年度は二億円で済んでも、今後相当にその金額が高額なものになってくる。よしんば何百億かかっても、何千億かかっても、出発しければこれはほとんど半永久的に守り続けなければならないほどの、そういう種類の問題でございませうけれども、政府としてはそれほどの決意をお持ちになつておられるかどうか伺ひ申し上げませう。

○西村国務大臣 そういふところを保存するのには、相当な金が要するであろうという事は想像がつきます。したがって、今年度はわずかな金でございませうが、ただし、吉田さんも奈良県出身でございませうので、やはりそういうものを国民的視野から保存しようじゃないかという県民運動といひますか、国民運動といひますか、それでなければ、買わなければ全部切つてしまふぞ、売つてしまふぞ、荒らしてしまふぞというふうなことはやはりどうかと思われれるのです。私も最近奈良に参りませんが、かつて四、五年前に参りましたときに、実に荒らされておられるのびびくりしたわけでございます。したがって、これは政府も十分決心を持って対処いたしますけれども、あなた方選出の代議士といひまして、十分ひとつ県民運動をお願いしたい。やはりいいものを保存しようじゃないか。それはやはり全般国民の、県民のためであり、金銭上の問題のみならず、精神上の運動、PRを起すことも必要ではなからうかと思つてございませう、どうかまたその節はよろしくお願いを申し上げます。

○吉田(之)委員 せっかく大臣がおっしゃつてくださいますので、事情を申し上げます。われわれも確かに非常にけつこうな法律だ。好んでひとつ県をあげて奈良も京都もこの運動を推進しよう。きれいで非常にいいと思つてます。しかし現状は決してそういう呼びかけだけや、単なる運動だけでは守れる性格のものではない。個人が最も重大な私権と考へておられる土地の問題なんです。しかも、隣の土地は坪三万円で売れた、五万円です。おれたちの土地だ

けがこの緑地保全の区域に指定されたばかりに、未来永劫にわたつて何の工物も建築物も建てる事ができない。このような重大な個人の問題になつてまいりますと、いかに県や国会議員や政治家や市町村長が呼び声高くがんばつたところで、とても守りおこせる問題ではない。大臣がいまおっしゃつたようなことは気持ちとしてはわかりませうけれども、もしもそのような安易なお考え方でこの法律をつくらつたら、日本のしかるべきところは全部守れなくなるなどとお考えになつておつたら、それは時代錯誤もはなはだしいと思つたのです。現にわれわれの現地では、非常にありがたい法案だけれども、またかというふうな気持ちで率直な現状であります。表情であります。

たとえば、奈良県のある場所での一つの建築物を建てようとする。まず都市計画法に適合していかどうかをたざなければならぬ。あるいは風致地区の規制に抵触しないかどうかをちゃんと見きわめなければならぬ。古都保存法による地域になつておられるかどうか、あるいはまた文化財保護法にひつかかつておられるかどうか、初めはひつかかつてなかつたけれども、掘り返している間にかわらぬ一枚出てきた、これは弥生式だ、縄文式だ、すぐ文部省から声がかかつてストップだ。あとあらゆる法律が七つ、八つの法律や規制によつてがんにがらめられておられるわけなんです。そこへまた緑地保全の区域なり、特別保全区域になつてくるのか。これではたまらないではないかといふのが現地の率直な表情なのであります。われわれも民族の文化の遺産の地域としてそれを守りたいという気持ちは重々個々には持つておつても、事生活の問題、経済の問題、あるいは重要な家屋の建築の問題になつてまいりますと、それだけでは済まされぬというところを御承知いただかないと、これは大問題だと思つたのです。特に県や市町村では先ほども一番最初に申し上げましたように、近畿圏整備法ができた、その子供の法律がたくさんできた、次々と出てくる、しかもそれの適用のしかたが全部違ふ、あるいは補助率も

違ふ。非常に執行上、渋滞を来たしております。われわれは守りたい。しかしながら、もつともつと國が正しい認識と積極的な努力と裏づけをしてくれなければ、これは守れないではないかといふふうなのが現地の率直な現状でございます。一度大臣もひとつお越しをいただいで、とくとよく調査検討をしていただきたいと思つております。

再三三時間の制限をいただいておりますので、いろいろ申し上げたいこともございませうけれども、特に最後に、これはいささか荒っぽい一つの論議であるかもしれないけれども、こういうことではしせん緑地は守れないのではないかと、むしろ九割を緑地にしていれば住宅を認める、そういう一つの制限つき住宅地に変えていくことのほうが、むしろ成果があるのではないかと、そういう住宅をまた求めている人たちもある。何かただ単に法律の網をかぶせて、それで近畿圏の保全ができる、整備ができるというふうなことで、すでに今日の現状には即さない、こういう一切の法律はあくまでも守るべきところは徹底的に守る。守るに値しないところは、ことばは過ぎませうけれども、場合によつたら徹底的に破壊する、開発するといふくらゐの近代精神から出発しなければ守りおこせるものではないと思つたのです。ただ範囲を広げておけば、法律をつくつておけば、それで何とかならうというふうなことで、はなはだ中途はんばでございませうけれども、これで質問を終わります。

○森下委員長 これにて両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森下委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑を終了いたしました。

午後三時二十一分散会

〔参照〕
派遣委員調査報告
和知ダム水門決壊事故に関する実情調査の報告を申し上げます。

和知ダムは、六月二十六日、河川法並びに電気事業法に基づく建設省並びに通産省の検査を受けた後、二十七日以降湛水を始め、六月三十日に満水となつたのであります。事故当日に至るまで、三号ゲートを〇・二メートルないし〇・三メートル開放して、下流に対する義務放流を行つており、他の一号、二号、四号ゲートは全閉状態にあり、他のもあります。事故当日、七月二日は、三号ゲートを〇・二メートルないし〇・三メートル開放して流量の調整を行つておりましたが、上流からの流木及びじんかいが右岸に集積してきたので、四号ゲートの流木を操作し、流木等を流下させた後、発電所放水口付近の堆積土砂を排除するため、三号ゲートを全閉し、四号ゲートの巻き上げを行なつた直後、十一時十五分ごろ、三号ゲートが破壊され、約百メートル下流の川の中央に流されました。三号ゲート流失により、ダムより約毎秒五百立方メートルの急激な放流が発生いたしました。ダムからの急激な放流が生じたとき、川原で釣りをしていた数十名の人々は警報により待避いたしました。ダム下流約十四キロメートルの綾部市鷹栖町長瀬付近で、十二時四十分ごろ、釣りをしていた二名が流され、一名は岸に泳ぎつきましたが、一名は救助されず行方不明となり、翌三日朝遺体が確認されたのであります。ダム下流には、低地が広がっておりますが、

会いたします。

田畑の冠水、家屋等の浸水は皆無であり、ただ川原にあった小舟等が流失する等若干の被害が生じたのみでありました。

事故発生と同時に、関西電力は、和知ダムのサイレンを吹鳴するとともに、下流に対し、警報車四台を出動させ、警報を実施いたしました。また、大野ダムに通報し、下流サイレンの吹鳴を依頼するとともに、関係市町村（和知町、綾部市、福知山市）並びに関係警察署（和知派出所、園部、綾部、福知山の三警察署）に対し、通知を行なったのであります。地元和知町は、事故目撃者の連絡により、町内に対して有線放送によって連絡し、また、下流に対しては、電話で事故を連絡しているであります。事故発生後、和知ダムの他のゲート三門を開放し、現在操作を行なっております。

河川管理者としては、和知ダムゲート事故調査技術委員会を設け、七月五日第一回委員会を開催し、事故の徹底的究明を開始いたしました。また、建設省においては、今回の事故にかんがみ、目下作成中のダム等の構造基準に再検討を加え、また完成検査等の基準を作成中であります。以上が今回の実情調査の概要であります。

今回の事故は全く常識をもっては考えられないものであり、幸いにもこの事故により大きな被害は生じなかつたのであります。この種事故に対する国民の不安感を一掃するため、事故原因については徹底的に調査して原因を明らかにし、今後の予防措置を実施することが必要であります。また、今回の事故による被災者に対する補償について、特に十分な配慮を講じられたいと思つております。

さらに、今回の実情調査に基づき、ダムの適正な管理を確保するため、次の処置をとることが必要でありますので、善処されるよう望みます。

- (1) ダムゲートの構造基準の制定。
- (2) 完成検査等に関する検査基準の制定及び地盤検査、一部使用検査、完成検査、立ち入り検査等検査制度の確立。

(3) ダム等の重要な河川工作物について、完成後といえども、定期的検査を実施する等、河川管理の強化をはかること。

(4) ダム放流による危害防止のための警報設備等を確立すること。

(5) ダム等の河川に設置される工作物の検査等については、河川法及び電気事業法に基づく同種の検査が二重に行なわれているが、二重検査は、往々責任の所在を不明確にするおそれがあるので、責任の明確化をはかるため、再検討すること。

以上、申し述べました諸点により、河川法に基づいて建造されるダム等の重要工作物の管理等については、河川管理者に一元化することの必要性を痛感いたしました。

以上、要点のみを申し述べまして、御報告いたします次第であります。

建設委員会議録第十八号中正誤

七二 段 行 誤 正
七二 七 けれども、 けれども、

同 第十九号中正誤

一四 末〇 とこが ところ
一四 末〇 とこが ところが

同 第二十号中正誤

二三 段 行 誤 正
二三 二 保証 保障
二三 三 義論 議論

二〇 四 元 土村 土地

昭和四十二年七月十八日印刷

昭和四十二年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局